

# 全国連合小学校長会 行政説明資料

令和6年5月24日（金）  
文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課

# 1

いじめ問題への対応について

# いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

## いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

### 【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)  
➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある . . . 9 割

した経験がある . . . 9 割

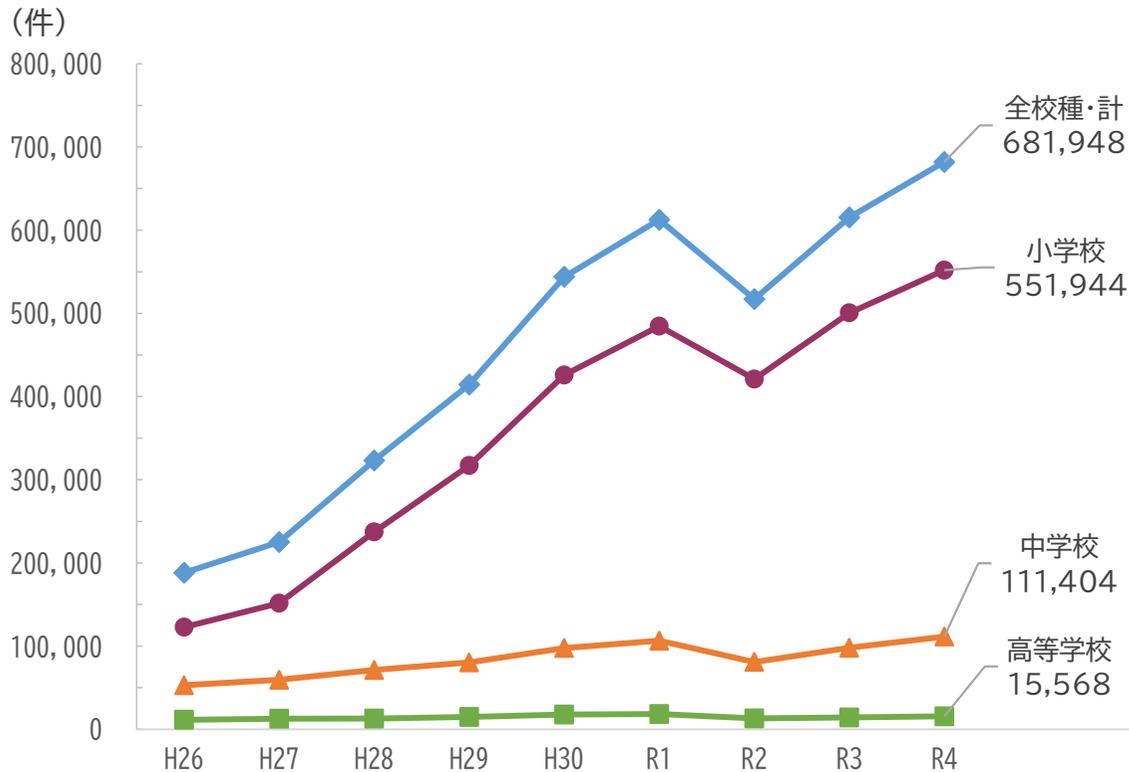
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2016－2018  
(調査対象地域における中学校3年生(2018年度)の過去6年間のいじめに関する経験回数より)



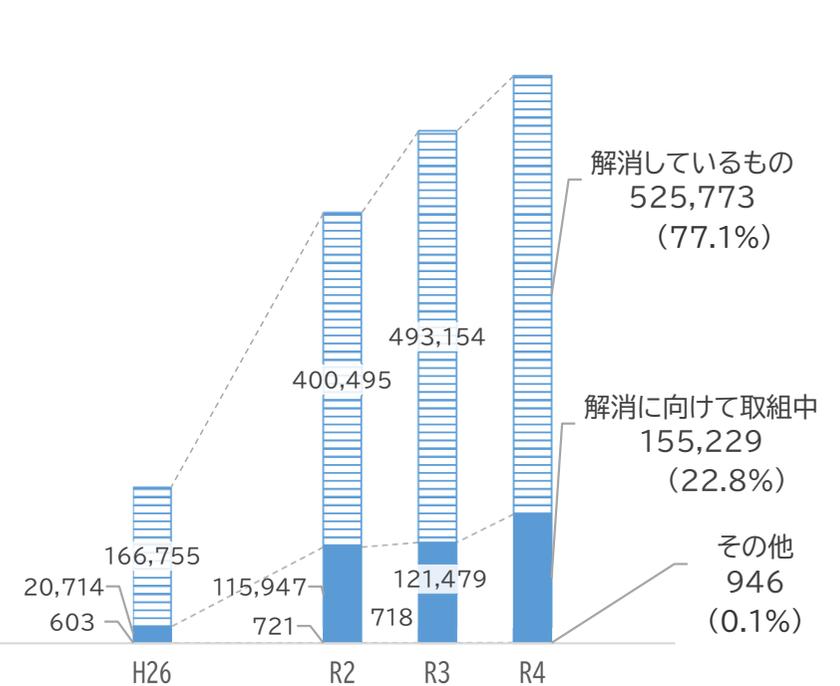
いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

# いじめの状況について

## いじめの認知件数の推移



## いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

# いじめ対策のこれまでの経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言  
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

## 「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日)

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ **いじめの防止等のための基本的な方針**の策定(10月11日)  
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を发出し周知。
- ◆ 平成29年3月、**いじめの防止等のための基本的な方針**の改定  
**重大事態の調査に関するガイドライン**の策定  
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

附 則  
(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 (略)

# いじめ防止対策推進法【概要】 ①

(平成25年法律第71号)

## 第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

## 第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

# いじめ防止対策推進法【概要】 ②

(平成25年法律第71号)

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。  
(※1) {
  - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

(※2) 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

# いじめ対策における国・地方公共団体・設置者・学校(教職員)・保護者の主な役割

**国** ★「いじめ防止基本方針」の策定 【法第11条】

○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施

**地方公共団体** ◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第12条】

※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第14条第1項】

○地域の状況に応じた施策の策定・実施

**学校の設置者** ※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 【法第14条第3項】

★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施

【法第24条】

○いじめの防止等のために必要な措置の実施

**学校・教職員** ★「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第13条】

★「学校いじめ対策組織」の設置 【法第22条】

★いじめに対する措置 【法第23条】

○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処

**保護者** ◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 【法第9条第1項・第3項】

★児童等の保護 【法第9条第2項】

○子の教育についての第一義的責任

★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

# いじめ対応の流れ(フローチャート)

## 未然防止

- ・人権感覚を基盤とする全ての教育活動を通じた人間関係の構築

## 初期対応

- (発見)
- ・日常的な観察、教育相談、アンケートの実施
- (情報収集)
- ・組織で生徒等へ個別的なききとり、適切に記録

## 事実確認・方針決定

(重大事態の疑いがある場合)

- ・いじめを組織的に認知し、学校の設置者へ報告  
⇒法令上の定義に則った積極的ないじめの認知
- ・指導・対応方針、役割分担の検討
- ・関係する児童生徒や保護者への適切な情報提供

## 指導・対応

- ・被害児童生徒及び保護者への支援・助言
- ・加害児童生徒及び保護者への指導・助言

## 観察・再発防止・未然防止

- ・継続的な見守りや観察、指導
- ・周囲の児童生徒等も含めた再発防止・未然防止
- ・保護者への定期的な情報提供
- ・情報の保管と引き継ぎ

### <対応のポイント>

いじめの認知と初期対応が適切に行われないと、重大な結果を招いた事案が発生してしまう可能性があるため、

・いじめ防止対策推進法



・いじめの防止等のための基本的な方針



等に則った、積極的な認知と初期対応が極めて重要

## 重大事態対応

- ・学校から地方公共団体の長等へ重大事態発生への報告
- ・調査者の下に、重大事態の調査組織を設置
- ・被害児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供
- ・調査結果を地方公共団体の長等に報告

※地方公共団体の長等が必要と判断した場合は、  
地方公共団体の長等による再調査を実施



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。

- 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる  
（「自分が解決しなければ…」 「迷惑はかけられない…」 「相談するのではなく、相談される立場」 「他の業務が忙しそう…」 etc.）
- 「組織」をつくることが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。



抱え込みを防ぐためにはどうするか？

# 学校いじめ防止基本方針の策定 ①

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## ◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

## 学校いじめ防止基本方針の策定 ②

### ◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして（中略）事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。
- 学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

# 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## ◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

# 組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

## いじめの発見



### ① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報(アンケート結果を含む)を集約

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

### ② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

### ③-A

### 子供への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

### ③-B

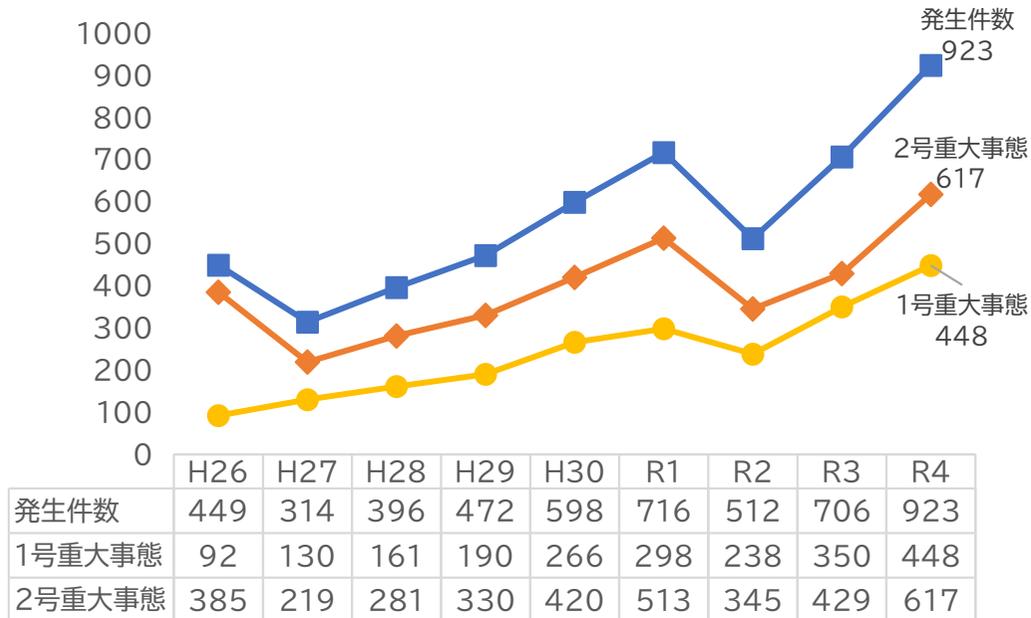
### 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

# いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、923件(前年度706件)。  
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは448件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは617件(前年度429件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

## いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	
重大事態発生校数(校)	363	337	141	3	844	
重大事態発生件数(件)	390	374	156	3	923	
うち、第1号		162	187	96	3	448
	生命	25	36	15	0	76
	身体	33	38	14	1	86
	精神	84	104	57	2	247
	金品等	20	9	10	0	39
うち、第2号	279	247	91	0	617	

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したものを。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、  
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
である。

- ◆ いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状況。いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事案もあり、子ども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、政府の連携体制を強化。
- ◆ 連絡会議において、今後対応すべき検討項目を整理し、全体の見直しに先立ち、優先的に対応すべきものとして、重大ないじめ事案等における警察連携などいじめ対応において改めて留意すべき事項を取りまとめ、学校設置者・学校に対して再徹底を図る。

## 1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底



### 重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築

- 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。
- 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこと。
- インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報。
- 学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、下記のような連携体制の構築に取り組むこと。
  - 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進(相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に)
  - 学校・警察連絡員の指定の徹底(緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築)
  - 学校警察連絡協議会等の活用(学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進)
  - スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進(学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用)
- 学校と警察が連携することで事案が解消に向かった好事例を周知
  - 例) 警察からの聴き取りによる事案の解明、警察からの注意・説諭による事案の解消  
SNS上での児童ポルノ事案における警察の早急な対応による拡散防止 等
- 学校で起こり得るいじめのうち、警察に相談・通報すべき具体例を参考として提示。
  - 例) (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。  
(強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。  
(児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等

## 2. 児童生徒への指導・支援の充実



適切なアセスメントを行いつつ、関係機関と連携して、被害の拡大や二次的な問題の発生を防止、未然防止の推進

- 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SC・SSWを活用して適切な支援を実施。
- 外部の専門機関を活用することも有効であり、法務少年支援センターや警察機関等との連携も重要。
- 未然防止の取組として、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の実践的な取組が重要。
- いじめが複数校にまたがる場合の情報共有や連携した対応の徹底。転校、進学の場合の十分な引継ぎにも留意。

## 3. 保護者への普及啓発



平時からの普及啓発、いじめ事案の際には学校の対応について丁寧な情報共有が必要

- 入学説明会や保護者会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知を行うとともに、法律におけるいじめの定義や保護者の責務等も周知。
- 重大ないじめ事案等における警察との連携についてもあらかじめ保護者に周知しておくことが重要。
- いじめを認知した際は、事実関係を確認し、保護者への丁寧な情報共有を徹底し、特に、加害児童生徒の保護者への説明が十分に行われていない実態があることから、迅速に情報提供し、保護者と協働で指導支援を行うこと。

## 4. 総合教育会議の活用及び首長部局からの支援



いじめの重大事態の際は、法律に則り総合教育会議の開催、首長との緊密な連携

- 地方公共団体では、地教行法第1条の4に基づき、いじめの重大事態(主として生命・身体に重大な被害が生じた事案)が認められる場合には、総合教育会議の開催等を通じ、首長と教育委員会とで十分な意思疎通、緊密な連携。
- いじめの重大事態における学校又は学校設置者の調査の実施に当たり、必要に応じて、首長に支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ及び調査の開始に努めること。

# すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成27年4月1日施行)

あまり教育に口を出さない方がいいのかな？

首長



- 大学に関する事
- 私学に関する事
- 予算の編成・執行
- 条例案の提出

教育に関する  
大きな権限

予算の権限を持つ首長は  
どう考えているのかな？

教育委員会



- 公立学校の設置・管理・廃止
- 教職員の人事
- 教育課程、生徒指導
- 教科書、その他の教材の取り扱い
- 施設設備、整備
- 社会教育
- スポーツ、文化、文化財

密接な関連

## 総合教育会議



- ◆ 首長が招集。会議は原則公開。
- ◆ 構成員は首長と教育委員会（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- ◆ 協議、調整事項は以下のとおり
  - ① 教育行政の大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

# 重大ないじめへの措置について

- ▶ 重大ないじめ事案が生じた際、学校は、いじめを行った児童生徒に対し、いじめを直ちにやめさせる等の指導を行う。また、いじめを受けている児童生徒に対しては、いじめ行為から避難させる等の支援を直ちに行う。
- ▶ 教育委員会等は、いじめの再発防止等のため、児童生徒に対する心理的なケアや行動変容に向けた指導を行うとともに、落ち着いた学校生活の復帰の支援、学習支援等を行う（さらに、並行して重大事態調査を進める。）。

## < 重大事態の例 >

### 1号事案

- ・児童生徒が自殺を企図
- ・暴行を受けて骨折する
- ・心的外傷後ストレス障害と診断
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散される
- ・複数の生徒から金銭を強要され渡す
- ・スマートフォンを破壊される など

### 2号事案

- ・30日以上欠席が続いている
- ・長期間の欠席後、転学する など

※重大事態は、児童生徒本人や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合など、「疑い」が生じた段階のものも含まれている。

## 児童生徒への指導・支援

### 警察

- ・暴行、恐喝などの犯罪行為への対応

※いじめ防止対策推進法では、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報等しなければならないとされている。

### 児童相談所

- ・家庭要因の確認など、福祉面での対応・支援

### 司法機関

- ・弁護士による法律相談

### 医療・保健機関

- ・発達障害等の診断・支援
- ・怪我の治療、心理的ケア

連携

### 学校教職員

- ・児童生徒の別室指導
- ・児童生徒の見守り、学習支援・登校支援
- ・犯罪行為の通報など、市民社会のルールに基づく対応

### 教育委員会

- ・専門家からなる学校支援チームを派遣し、学校をサポート
- ・警察や地方公共団体との連携の推進
- ・加害児童生徒に対する出席停止措置

### スクールカウンセラー

- ・児童生徒への心理的要因のアセスメント、心理的ケア  
(被害児童生徒の自尊感情の回復、加害児童生徒の行動変容の促し等)

### スクールソーシャルワーカー

- ・家庭環境、生徒間及び保護者間の関係性のアセスメント
- ・家庭環境改善のための関係機関との連携の推進
- ・児童相談所・医療機関・警察等へつなぐ

協働

### 保護者

- ・市民社会のルールに基づく指導・協力
- ・家庭での見守り

### 地域

- ・自治体の機能やネットワークを活用した支援  
(児童委員・民生委員など)

重大事態調査

# いじめの「重大事態」における学校の対応

## ■学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告

⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（いずれも法に基づく義務）

### 【重大事態とは？】

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（通称：生命心身財産重大事態、1号重大事態）  
※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
  - ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（通称：不登校重大事態、2号重大事態）  
※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
  - 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

## ■学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断（基本方針より）

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

# いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

## ■ 設置者が調査主体の場合： 調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

## ■ 学校が調査主体の場合： 必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

※調査組織：公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

## ■ 調査結果を設置者（教育委員会等）を通じて地方公共団体の長等に報告（法に基づく義務）

## ■ 公立学校の場合：教育委員会会議に報告

- 事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。  
⇒ 事務局のみで対処方針を決定するのではなく、教育委員会会議における十分な協議を経ること。また、総合教育会議の招集を求めることも必要に応じて検討すること。

# いじめ対策に係る事例集(概要)

## 1 背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
  - 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。
- ⇒ いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、平成30年9月、「いじめ対策に係る事例集」を作成。

## 2 特徴

※平成30年9月25日、文部科学省HP上で公表。

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例や、学校現場において教訓となる事例を掲載した(37項目・47事例)。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

## 3 目次

### 1 いじめの定義・認知

- 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
- Case01 加害・被害の関係性に気づきづらい事案
- Case02 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
- Case03 双方向の行為がある事案
- Case04-05 グループ内のトラブル
- Case06-07 組織のないいじめの認知
- Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

### 2 学校のいじめ防止基本方針

- Case09 いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
- Case10 学校基本方針の策定・見直しのプロセス(PDCAサイクルに係る取組)
- Case11-12 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

### 3 学校いじめ対策組織

- 学校いじめ対策組織の構成・活動
- Case13 学校いじめ対策組織の構成員、活動
- Case14 いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
- Case15-16 校長の判断により事案の結果が左右された事例
  - ・リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの
  - ・誤った判断により、事案が深刻化したもの
- Case17 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
- Case18 いじめの校内研修の実践例
- いじめへの組織的対応
- Case19 いじめの情報共有
- Case20 いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
- Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

### 4 いじめの未然防止に係る取組

- Case22-23 児童生徒が主体となった取組
- Case24 学校における道徳教育
- Case25 弁護士等による出張授業
- Case26 インターネット上のいじめに関する啓発
- Case27 学校と保護者(PTA)、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

### 5 いじめの早期発見

- Case28-29 効果的なアンケート
- Case30-31 いじめの通報・相談窓口
- Case32 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
- Case33 スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- Case34-35 スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

### 6 いじめへの対処

- Case36 いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
- Case37 いじめに係る情報の保護者との共有
- Case38 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ確かな対応の記録方法、情報共有の方法
- Case39 教育委員会としての対応(指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等)
- Case40 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
- Case41-43 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- Case44 インターネット上のいじめへの対応

### 7 いじめの重大事態

- Case45 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
- Case46 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
- Case47 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

# 教育委員会のいじめ対策に係る取組事例について

	自治体名	特徴的な取組
早期・適切な対応等のための取組	東京都	<p><b>【保護者、地域との連携】</b></p> <p>➢ <b>保護者及び地域の方がいじめの対応について、「協力しよう」という意識や意欲を持てるようにすることを目的として</b>、学校いじめ防止基本方針、及びいじめの早期発見等における保護者・地域としての役割に対する、保護者の理解を深めるプログラムを開発し、学校にプログラムの展開例を示すとともに、保護者会や学校運営協議会等で活用できるよう、スライド資料や事後アンケート等をWebページ (<a href="https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/09seika/reports/bulletin/r2.html">https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/09seika/reports/bulletin/r2.html</a>) に掲載している。</p>
	新潟市	<p><b>【いじめの積極的な認知】</b></p> <p>➢ 「いじめ初期対応ガイドブック」を作成し、積極的ないじめの認知の周知徹底や、市民、保護者、教職員を対象とした「いじめ防止市民フォーラム」の開催、<b>教職員のキャリアステージに応じた研修の設定</b>、及び<b>「いじめの程度表」の全教職員への配布</b>といった<b>教職員のいじめの認知の感度を上げるための取組</b>の徹底。</p>
	山形県	<p><b>【学期ごとにいじめの状況を把握】</b></p> <p>➢ <b>いじめ発見アンケートとその結果を用いた面談を年2回実施</b>することについて各学校に依頼。  <b>各学期ごとに、教育委員会がいじめの認知件数と解消の状況を把握</b>。解消されないものは期をまたいで追跡調査。把握した個別の状況に応じ必要な支援を実施。</p> <p><b>【実効性あるいじめ防止基本方針】</b></p> <p>➢ 各学校の基本方針について、教育事務所ごとに点検し、実効的な行動計画となるよう見直し。</p> <p><b>【いじめ解決支援チームの設置】</b></p> <p>➢ <b>各教育事務所に、指導主事・警察OB・校長経験者で組織する「いじめ解決支援チーム」</b>を置き、学校や保護者からの相談に応じている。</p>
ネットいじめを防ぐ取組	東京都	<p><b>【関連機関との連携】</b></p> <p>➢ 教育委員会が、<b>関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視」</b>や、<b>法務局からインターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供</b>があり、関係する区市町村教育委員会や学校が、都教育委員会から情報を受け取った場合、直ちに該当すると思われる児童生徒の状況を確認するなどして、いじめの早期発見に努めている。</p>
	沖縄県	<p><b>【関連機関との連携】</b></p> <p>➢ SNS上の誹謗中傷の事案の報告があった際、<b>教育委員会が学校と警察間の橋渡しを担い</b>、保護者同伴の相談だけでなく、<b>学校、警察が連携して指導を行えるよう、連携体制の整備を促進している</b>。その結果として、名誉毀損にあたる誹謗中傷で効果を上げており、生徒の意識も高くなり、気になることがあれば学校へ相談するなどの事例も増えている。</p>
重大事態への取組	宮崎県	<p><b>【教育委員会の積極的な関与】</b></p> <p>➢ <b>教育委員会が毎月いじめの件数と内容を集約</b>。気になる記載がある、いじめの疑いがあり1週間欠席しているとあった場合には、学校からの報告を求めている。保護者への接し方、学びの保障の対応、SCの派遣等について具体的な助言。</p> <p><b>【いじめの「重大事態」に係る対応マニュアルの作成】</b></p> <p>➢ <b>重大事態につながる事案への対応も含めた「重大事態対応マニュアル」を策定</b>。          全ての学校を定期的に訪問し、マニュアルの内容等を説明。</p>

# 24時間子供SOSダイヤルについて

誰か話今  
かした、  
がたい  
いるい  
る

NOZIKAKA46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、  
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

**24時間子供SOSダイヤル** ☎ **0120-0-78310** なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら  
☎189番  
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番  
☎0120-007-110  
(通話料無料、法務局職員または  
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に  
よる少年相談窓口  
(右のQRコードから近くの  
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

## 電話番号

(なやみいおう)

0120 - 0 - 78310

## 概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

## 経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育  
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

## 財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担  
地方自治体で2／3負担

通話料：国で全額負担

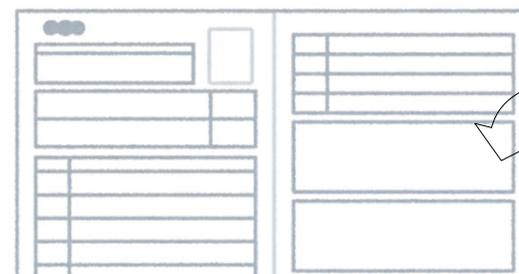
※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを  
全国の学校等に配布

# SC・SSWの効果的な活用について（イメージ）

## ①教職員による日頃の観察



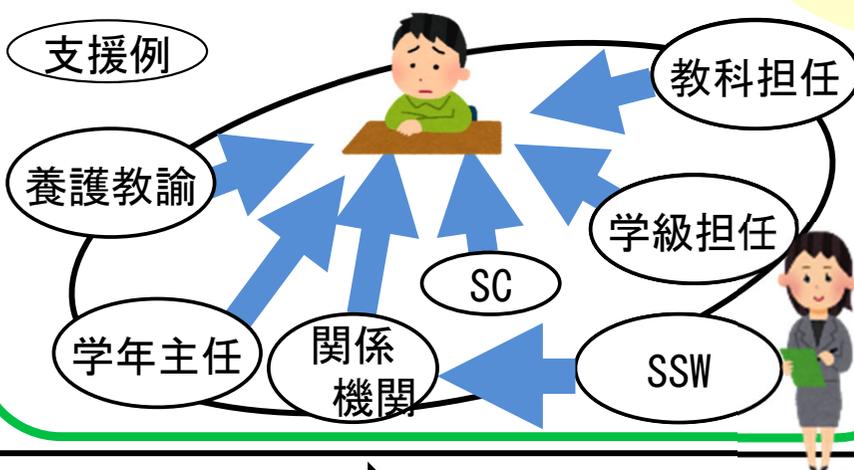
## ②SC・SSWも活用した情報整理



スクリーニング会議の実施

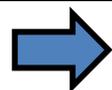
・配置拡充  
・効果検証  
・連携促進

## ④児童生徒への多方面からの支援



## ③関係機関とのケース会議の実施・参加

児童相談所・要対協  
・子ども若者支援  
地域協議会・  
地域学校協働本部  
・福祉部局  
等



いじめ・不登校等対策の強化

# 教育行政に係る法務相談体制の充実について

## 【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

## 令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。

（指定都市についても都道府県に準じて措置）

## 法務相談体制の充実に向けた支援措置等

### ① スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

- ・日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を文部科学省に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として1名配置。
- ・各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。（利用に係る問い合わせは下記窓口まで）

【スクールロイヤー配置アドバイザーへの問い合わせ窓口】  
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係  
TEL：03-6734-4678 E-mail：iinkai@mext.go.jp

### ② 法務相談体制構築に向けた手引きの作成・説明会実施

- ・法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成。
- また、令和3年1月に説明会を実施。



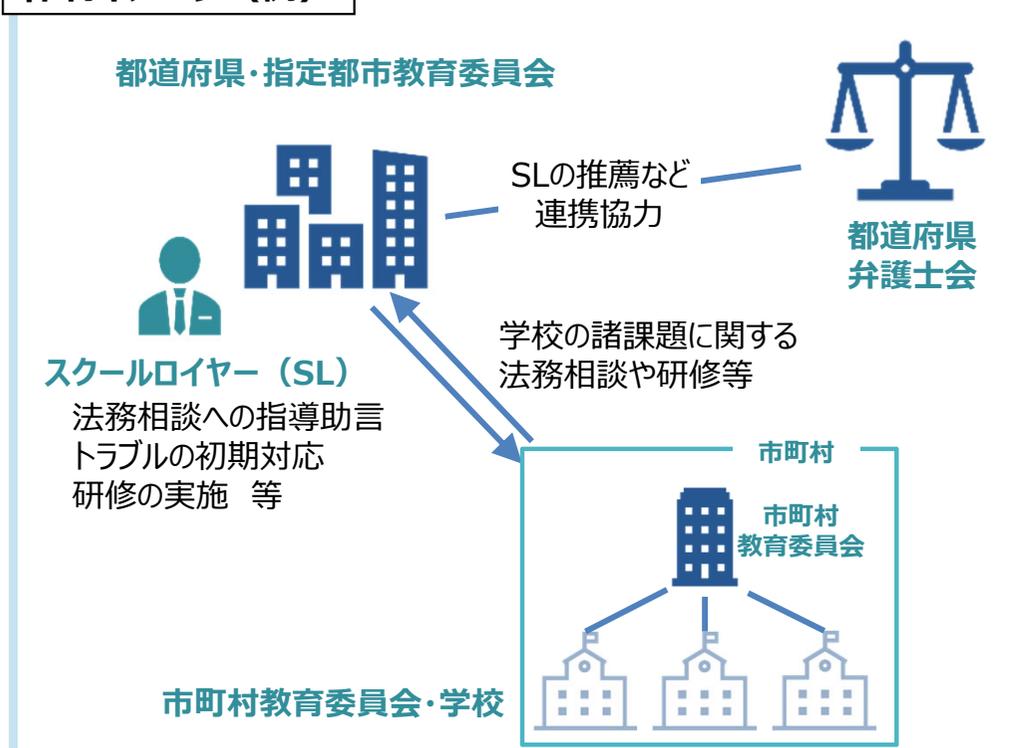
文科省 教育行政に係る法務相談体制の充実について

検索

### ③ 法務相談体制の整備状況に関する調査

- ・令和3年度に、自治体におけるSLの配置などの法務相談体制の整備状況について調査を実施。

## 体制イメージ（例）



# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

88億円  
85億円



令和5年度補正予算額

51億円

## 背景・課題

- 不登校児童生徒数が小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要である。

## 目標

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和5年10月）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

## 文部科学省 <令和6年度予算額（案）の概要> 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等  
8,680百万円（8,461百万円）[令和5年度補正予算額 3,728百万円]

### ① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・ **学びの多様化** 学校の設置準備に加え、新たに**設置後の運営支援**（設置準備：20校、設置後：7校）
- ・ 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等



### ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・ SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）  
SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）
- ・ **重点配置校数の拡充**（SC：7,200→10,000校、週8時間）  
（SSW：9,000→10,000校、週6時間）
- ・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備（全都道府県・政令指定都市）



### ③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

### ④ 不登校児童生徒等の学び継続事業[令和5年度補正予算額 3,728百万円]

- ・ **校内教育支援センター（SSR）の設置促進**（6,000校）
- ・ 在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための**教育支援センターのICT環境の整備**（600ヶ所）
- ・ より課題を抱える学校における組織的な支援のための**SC・SSWの配置充実**（3,900校）

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】  
47百万円（50百万円）[令和5年度補正予算額 1,404百万円]

### ① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに 関する調査研究

- ・ **自殺予防教育の指導モデル開発**
- ・ 心理・福祉に関する**教職員向けの研修プログラム**の開発
- ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する**経済的支援の在り方**に関する調査研究 等

### ② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化 に向けた調査研究

### ③ 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

【令和5年度補正予算額 1,404百万円】

- ・ **1人1台端末等**を活用した「**心の健康観察**」の全国の学校での導入推進
- ・ 保護者への相談支援やアウトリーチ等の**地域の総合的拠点機能形成**
- ・ 不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進

### 【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備（廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）等）、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等）
- ▶ 学習指導員等の配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健推進体制支援事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実
- ▶ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究
- ▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業



- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

## こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・ いじめ調査アドバイザー
- ・ こどもの多様な居場所づくり 等



# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和6年度予算額 84億円  
 (前年度予算額 82億円)  
 令和5年度補正予算額 7億円



- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

## スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額 6,085百万円(前年度予算額 5,889百万円)  
 事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度予算額 2,355百万円(前年度予算額 2,313百万円)  
 事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

<b>補助制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合：国 1 / 3、都道府県・政令指定都市 2 / 3</li> <li>実施主体：都道府県・政令指定都市</li> <li>補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>
<b>求められる能力・資格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>公認心理師、臨床心理士等</li> </ul>
<b>基盤となる配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>全公立小中学校</b>に対する配置 : 27,500 校 &lt;週4時間&gt;</li> </ul>
<b>重点配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>重点配置校</b> : <b>10,000</b> 校 (← 7,200 校) &lt;週8時間&gt;</li> </ul>
・課題に応じた配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b> : <b>5,700</b> 校 (← 2,900校)</li> <li>&gt; <b>虐待対策</b> : <b>2,000</b> 校</li> <li>&gt; <b>貧困対策</b> : <b>2,300</b> 校</li> </ul> <p>※夜間中学への配置を含む</p>
<b>上記以外の質の向上、拠点の機能強化等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイザー : <b>67</b> 人 &lt;週4時間&gt;</li> <li>教育支援センター : <b>250</b> 箇所 &lt;週4時間&gt;</li> <li>オンラインによる広域的な支援 : <b>67</b> 箇所 &lt;週40時間&gt;</li> <li>自殺予防教育の実施を含む</li> </ul>
<b>SC配置以外の支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等を活用した相談のための相談員の配置</li> <li>「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置</li> <li>専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援</li> </ul>

<b>補助制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合：国 1 / 3、都道府県・政令指定都市・中核市 2 / 3</li> <li>実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市</li> <li>補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>
<b>求められる能力・資格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>社会福祉士、精神保健福祉士等</li> </ul>
<b>基盤となる配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>全中学校区</b>に対する配置 : 10,000 校 &lt;週3時間&gt;</li> </ul>
<b>重点配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>重点配置校</b> : <b>10,000</b> 校 (← 9,000 校) &lt;週6時間&gt;</li> </ul>
・課題に応じた配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; <b>いじめ・不登校対策</b> : <b>4,000</b> 校 (← 3,000校)</li> <li>&gt; <b>虐待対策</b> : <b>2,500</b> 校</li> <li>&gt; <b>貧困対策</b> : <b>3,500</b> 校</li> </ul> <p>※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む</p>
<b>上記以外の質の向上、拠点の機能強化等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイザー : <b>67</b> 人 &lt;週3時間&gt;</li> <li>教育支援センター : <b>250</b> 箇所 &lt;週3時間&gt;</li> <li>オンラインによる広域的な支援 : <b>67</b> 箇所 &lt;週40時間&gt;</li> </ul>
<b>SC配置以外の支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS等を活用した相談のための相談員の配置</li> <li>「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置</li> <li>専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援</li> </ul>

**不登校児童生徒等の学び継続事業**  
 ・SC・SSWの配置充実【令和5年度補正予算額：686百万円】  
 不登校・いじめの解消に向けた緊急的な支援を促進するため、SC・SSWの配置を支援 : **3,900**校

### <配置の工夫について>

自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能（特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校(1,000校)や学びの多様化学校を想定）。

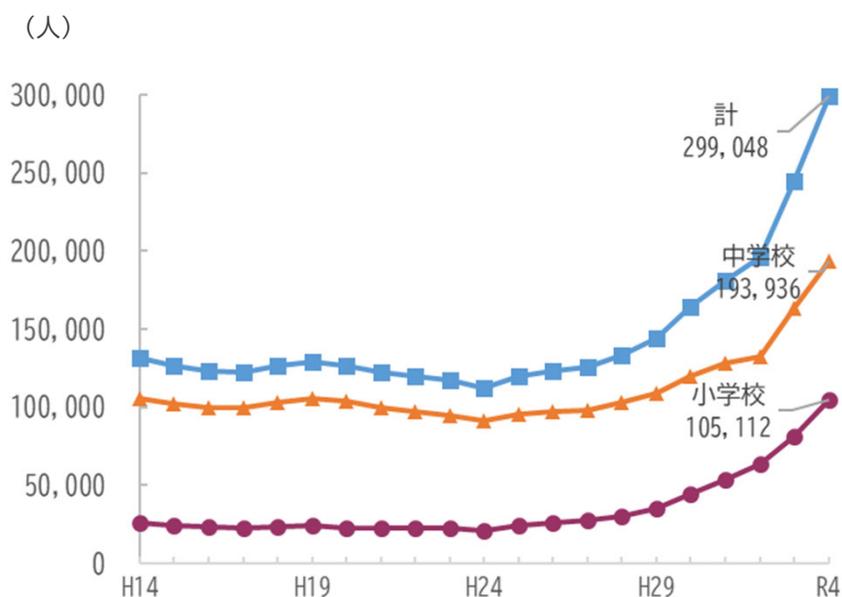
# 2

不登校児童生徒等への支援について

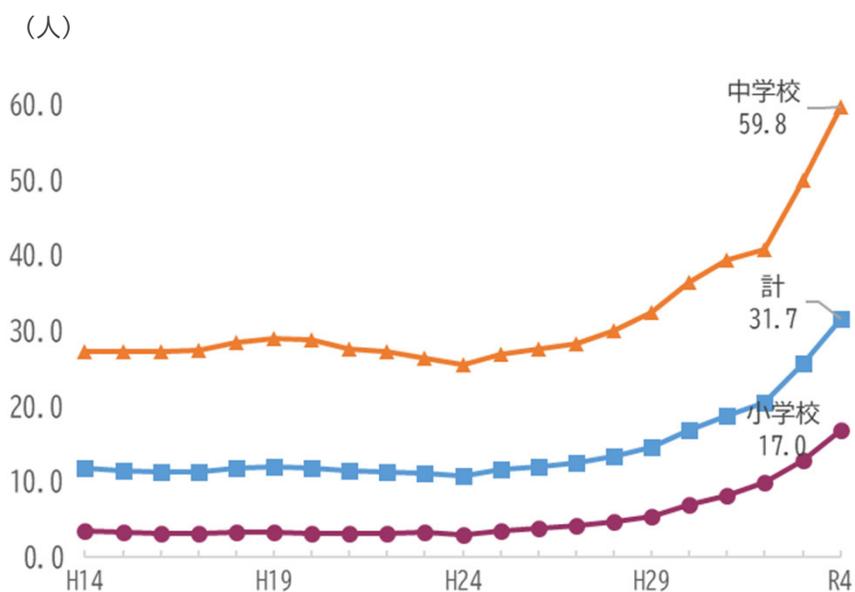
# 小・中学校における不登校の状況について①

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人(前年度25.7人)。
- 不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

## 不登校児童生徒数の推移



## 不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



## 不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

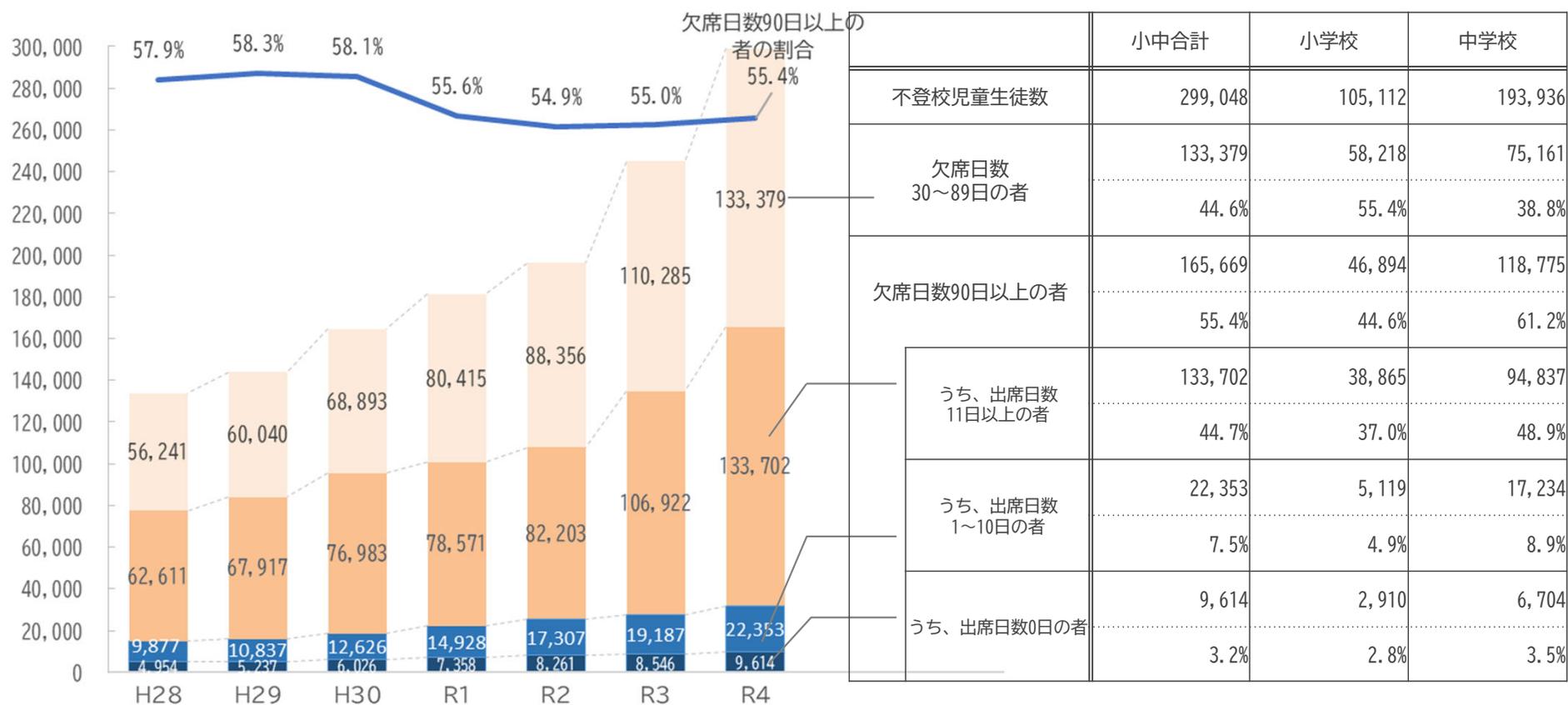
# 小・中学校における不登校の状況について②

● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は165,669人(55.4%)であった。

## 不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

● 令和4年度の状況



※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

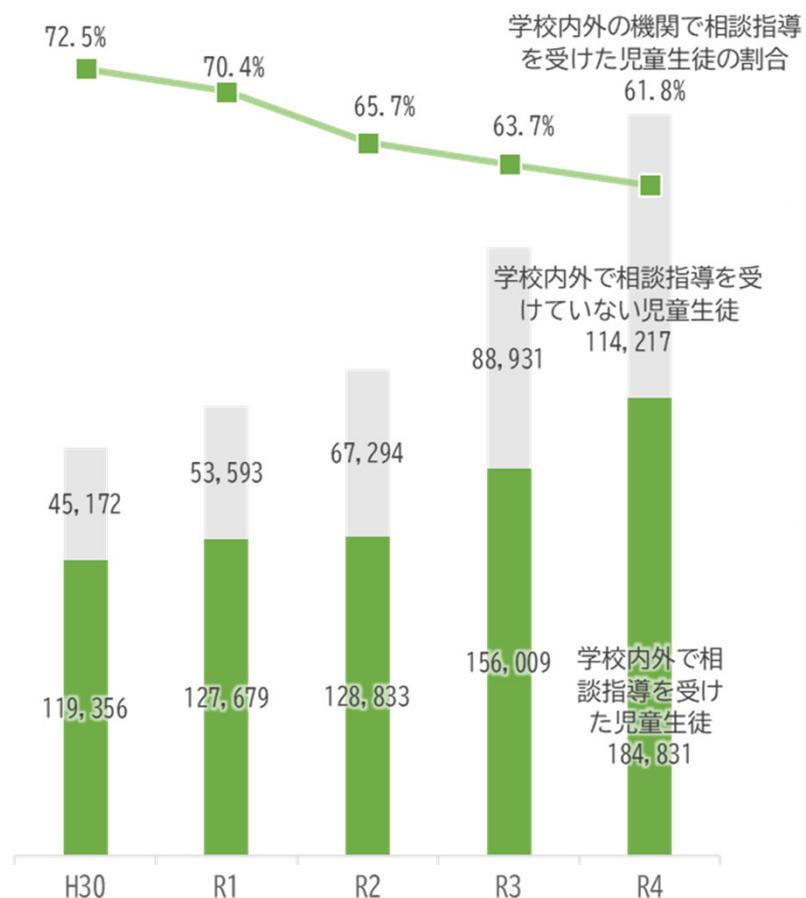
※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

# 小・中学校における不登校の状況について③

● 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約18万5千人(前年度約15万6千人)で、不登校児童生徒に占める割合は61.8%(前年度63.7%)である。

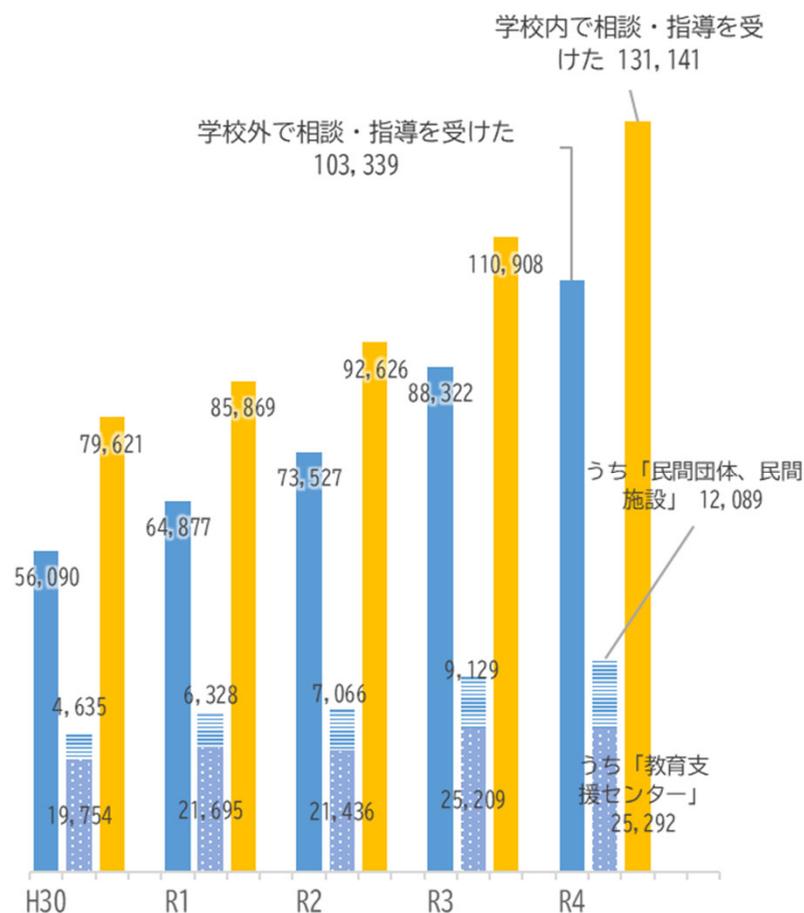
## 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

(人)



## 学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況

(人)



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

# 小・中学校における不登校の状況について④

## 不登校の要因

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
小学校	105,112	318	6,912	1,901	3,376	277	30	786	1,914	3,379	12,746	1,599	13,209	53,472	5,193
		0.3%	6.6%	1.8%	3.2%	0.3%	0.0%	0.7%	1.8%	3.2%	12.1%	1.5%	12.6%	50.9%	4.9%
中学校	193,936	356	20,598	1,706	11,169	1,837	839	1,315	7,389	4,343	9,441	3,232	20,790	101,300	9,621
		0.2%	10.6%	0.9%	5.8%	0.9%	0.4%	0.7%	3.8%	2.2%	4.9%	1.7%	10.7%	52.2%	5.0%
合計	299,048	674	27,510	3,607	14,545	2,114	869	2,101	9,303	7,722	22,187	4,831	33,999	154,772	14,814
		0.2%	9.2%	1.2%	4.9%	0.7%	0.3%	0.7%	3.1%	2.6%	7.4%	1.6%	11.4%	51.8%	5.0%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

# 文部科学省委託事業不登校の要因分析に関する調査研究 結果の概要

令和6年3月公表

## I 調査の目的

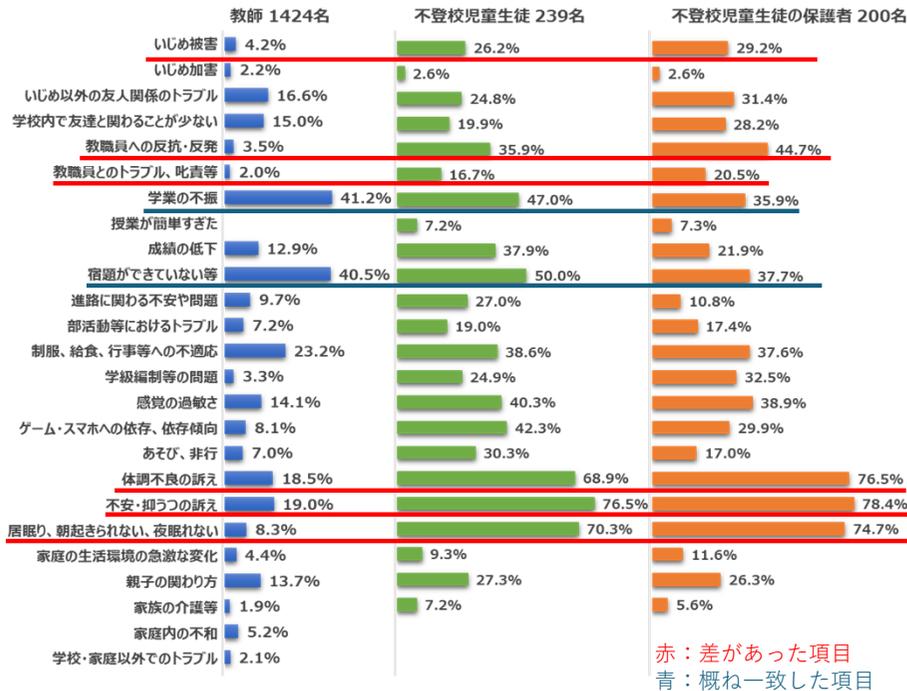
- (1) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下、問題行動等調査）において不登校と計上された児童生徒について、教師、児童生徒本人、保護者の回答を比較すること、および不登校でない児童生徒に対する教師、児童生徒本人の回答を比較することで、不登校の関連要因を明らかにする。
- (2) 令和4年度問題行動等調査において、不登校の主たる要因が「無気力・不安」であると報告された児童生徒（以下、「無気力・不安」群）の詳細を把握し実態をつかむ。
- (3) 令和4年度問題行動等調査において、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていないと報告された児童生徒の実態等を調査し、把握する。

## II 調査の方法

協力教育委員会	大阪府吹田市、広島県府中市、宮崎県延岡市、山梨県
調査対象者	令和4年度に小学3年生から高校1年生（中学3年生を除く）であった児童生徒（19,005名）とその保護者（12,140名）、および令和4年度当時の担任教師等（児童生徒24,935名分）
主な調査内容	令和4年度の登校状況 きっかけ（または辛かったこと）：いじめ、いじめを除く友人関係の問題、学業不振、ゲーム、心身の不調、生活リズムの乱れなど、直接的な不登校のきっかけになりうるもの。 背景要因：特別な教育の支援ニーズ、障害、外国籍、家庭背景等（教師、保護者を対象に調査）。 保護因子：授業・行事等への積極的な参加、勉強が得意、教職員との良好な関係、家庭内での良好な関係等、得意なこと、うまくいっていること。 令和5年度の状況

# (1) 不登校の関連要因について

きっかけに関する教師・児童生徒・保護者の回答の比較



教師回答による不登校児童生徒と不登校でない児童生徒の違い

質問項目	不登校でない児童生徒	R4不登校の児童生徒	違い (オッズ比)
いじめ被害	3.9%	4.2%	1.09
いじめ加害	3.8%	2.2%	0.56
いじめ以外の友人関係のトラブル	15.9%	16.6%	1.05
学校内で友達と関わることが少ない	2.9%	15.0%	5.97*
教職員への反抗・反発	2.6%	3.5%	1.35*
教職員とのトラブル、叱責等	1.7%	2.0%	1.21
学業の不振	11.7%	41.2%	5.26*
成績の低下	1.5%	12.9%	9.93*
宿題ができていない等	11.1%	40.5%	5.44*
進路に関わる不安や問題	1.7%	9.7%	6.20*
部活動等におけるトラブル	2.6%	7.2%	2.88*
制服、給食、行事等への不適応	1.5%	23.2%	20.40*
入学、転編入学、進級時の不適応	0.5%	3.3%	6.44*
ゲーム・スマホへの依存、依存傾向	0.8%	8.1%	10.95*
あそび、非行	1.5%	7.0%	5.06*
体調不良の訴え	4.5%	18.5%	4.80*
不安・抑うつ等の訴え	2.3%	19.0%	9.75*
学校での居眠り等	4.8%	8.3%	1.80*
家庭の生活環境の急激な変化	1.7%	4.4%	2.74*
親子の関わり方	2.3%	13.7%	6.65*
家庭内の不和	1.0%	5.2%	5.38*
学校・家庭以外でのトラブル	0.8%	2.1%	2.67*
特別な教育的支援のニーズ	5.8%	20.8%	4.27*
発達障がいの診断・疑い	5.3%	20.6%	4.64*
身体的疾患・障がい、睡眠障害の診断・疑い	1.8%	10.0%	5.98*
心理・精神的な問題の診断・疑い	1.5%	12.3%	9.12*
感覚過敏・鈍麻	1.8%	14.1%	9.00*
外国籍、重国籍、日本語以外	1.4%	1.1%	0.74
要対協、要保護、準要保護	0.5%	2.0%	4.31*
性自認、性的指向、性表現の違和感	4.7%	11.7%	2.67*
家族の介護・介助	0.7%	1.9%	2.67*
ひとり親・共働き家庭	3.8%	18.2%	5.57*
きょうだいの不登校	1.8%	27.7%	20.37*

児童生徒本人回答による不登校児童生徒と不登校でない児童生徒の違い

質問項目	不登校でない児童生徒	R4不登校の児童生徒	違い (オッズ比)
いじめ被害	15.0%	26.2%	2.00*
いじめ加害	8.7%	2.6%	0.28*
いじめ以外の友人関係のトラブル	16.6%	24.8%	1.66*
仲の良い友だちがいない	7.4%	19.9%	3.13*
先生と合わなかった	14.3%	35.9%	3.35*
先生から厳しく怒られた、体罰があった	7.5%	16.7%	2.45*
授業が分からない	35.4%	47.0%	1.62*
授業が簡単すぎた	11.3%	7.2%	0.61
成績が下がった	41.6%	37.9%	0.86
宿題ができない	24.5%	50.0%	3.08*
将来の進路の悩み	36.1%	27.0%	0.66*
部活動の問題	19.4%	19.0%	0.97
学校の決まりのこと(制服・給食・行事等)	13.8%	38.6%	3.94*
入学、進級、転校など	7.0%	24.9%	4.40*
声や音がつるさい、いやなおい	23.7%	40.3%	2.17*
インターネット、ゲームの影響	22.9%	42.3%	2.47*
学校とは違ったこと(遊び)をしたい	22.0%	30.3%	1.54*
からだの不調	34.0%	68.9%	4.29*
気持ちの落ち込み、いらいら	49.2%	76.5%	3.35*
朝起きられない、夜眠れない	36.4%	70.3%	4.13*
家で生活がかわった	3.8%	9.3%	2.57*
親のこと(親と仲が悪いなど)	15.9%	27.3%	1.99*
家族の世話や家事	7.7%	7.2%	0.94

\*統計的に有意 (p<.05)

青：教師・児童生徒ともに不登校との関連がみられた項目

赤：教師のみで関連がみられた項目

緑：児童生徒のみで関連がみられた項目

※どちらか一方でしか該当していないものは除く

教師が令和4年度不登校として報告し、かつ児童生徒も年間欠席30日以上と回答した239名、および保護者も年間欠席30日以上と回答した200名の結果を記載。「学業の不振」、「宿題の提出」については、三者の回答割合が比較的近い値であった。一方、「いじめ被害」、「教職員への反抗・反発」、「教職員からの叱責」等については、教師と児童生徒・保護者の回答割合に違いがみられた。また、「体調不良」、「不安・抑うつ」、「居眠り、朝起きられない、夜眠れない」といった心身不調・生活リズム不調については、児童生徒や保護者は約7~8割が回答しているのに対し、教師の回答割合は2割弱と低かった。

## (2) 無気力・不安群について

教師対象調査において、令和4年度問題行動等調査で不登校の主たる要因について回答のあった1,357名の回答のうち、その要因が「無気力・不安」であったものは750名(55.3%)であった。「無気力・不安」群とそれ以外の群について、教師、児童生徒、保護者の回答を比較した。

きっかけ	教師回答		
	「無気力・不安」以外の群	「無気力・不安」群	違い(オッズ比)
いじめ被害	6.1%	2.5%	0.40*
いじめ加害	3.5%	1.3%	0.38*
いじめ以外の友人関係のトラブル	21.9%	12.3%	0.50*
学校内で友達と関わる事が少ない	16.0%	14.7%	0.90
教職員への反抗・反発	4.6%	2.8%	0.60
教職員とのトラブル、叱責等	2.6%	1.6%	0.60
学業の不振	44.2%	39.6%	0.83
成績の低下	13.8%	12.1%	0.86
宿題ができていない等	43.0%	39.1%	0.85
進路に関わる不安や問題	8.6%	10.8%	1.29
部活動等におけるトラブル	7.9%	6.7%	0.83
制服、給食、学校行事等への不応	24.9%	23.1%	0.91
学級編制等の問題	3.5%	3.2%	0.92
ゲーム・スマホの利用への依存、依存傾向	9.2%	6.9%	0.73
あそび、非行	9.9%	4.8%	0.46*
体調不良の訴え	18.0%	18.7%	1.05
不安・抑うつ訴え	19.3%	18.4%	0.94
学校での居眠り等	9.1%	7.1%	0.76
家庭の生活環境の急激な変化	6.8%	2.5%	0.36*
親子の関わり方	17.5%	10.7%	0.56*
家庭内の不和	6.8%	3.7%	0.54*
学校・家庭以外でのトラブル	3.0%	1.3%	0.44*
<b>背景要因</b>			
特別支援教育のニーズ	20.3%	22.4%	1.14
発達障がい診断・疑い	20.4%	21.3%	1.06
身体的疾患・障がい、睡眠障害の診断・疑い	10.5%	9.9%	0.93
心理・精神的な問題の診断・疑い	12.7%	11.7%	0.91
感覚の過敏さ	10.5%	16.9%	1.73*
外国籍、重国籍、日本語以外の言語	1.5%	0.7%	0.45
性自認、性的指向、性表現の違和感	1.8%	2.0%	1.11
要対協、要保護、準要保護の対象	14.2%	10.4%	0.70*
家族の介護等	3.0%	1.2%	0.40*
ひとり親家庭、共働き家庭	19.3%	17.5%	0.89
きょうだいの不登校	28.0%	28.1%	1.01

\*統計的に有意 (p<.05)

きっかけ	児童生徒回答			保護者回答		
	「無気力・不安」以外の群	「無気力・不安」群	違い(オッズ比)	「無気力・不安」以外の群	「無気力・不安」群	違い(オッズ比)
いじめ被害	29.1%	26.3%	0.92	30.1%	29.1%	0.94
いじめ加害	3.3%	2.2%	0.69	2.7%	2.6%	0.93
いじめ以外の友人関係のトラブル	25.6%	25.6%	0.95	28.8%	33.6%	1.29
仲の良い友だちがいない	19.8%	21.0%	1.03	30.1%	26.5%	0.84
先生と合わなかった	41.1%	30.7%	0.74	40.5%	47.0%	1.32
先生から厳しく怒られた、体罰があった	18.7%	14.7%	0.97	21.9%	19.7%	0.87
授業が分からない	52.8%	44.1%	0.97	31.1%	39.7%	1.44
授業が簡単すぎた	5.5%	8.8%	0.89	4.1%	9.7%	2.53
成績が下がった	39.6%	38.0%	1.43	18.9%	24.8%	1.41
宿題ができない	51.7%	50.0%	0.89	32.9%	41.6%	1.45
将来の進路の悩み	25.8%	28.5%	0.96	10.8%	11.3%	1.05
部活動の問題	22.0%	17.9%	0.98	18.9%	17.2%	0.89
学校の決まりのこと(制服、給食、行事等)	40.5%	39.4%	0.62	<b>24.7%</b>	<b>46.6%</b>	<b>2.62*</b>
入学、進級、転校など	24.4%	26.5%	1.10	29.3%	35.9%	1.33
声や音がうるさい、いやなおい	37.0%	43.1%	1.18	33.8%	43.0%	1.46
インターネット、ゲームなどの影響	42.2%	43.8%	1.10	25.7%	33.0%	1.41
学校とは違ったこと(遊び)をした	29.0%	32.6%	1.27	13.7%	19.0%	1.46
からだの不調	67.7%	69.6%	1.07	72.4%	79.7%	1.51
気持ちの落ち込み、いらいら	76.3%	76.1%	1.02	75.0%	80.3%	1.38
朝起きられない、夜寝れない	74.2%	66.9%	0.83	73.3%	75.2%	1.12
家での生活がかかった	10.9%	8.0%	0.82	15.8%	8.6%	0.49
親のこと(親と仲が悪いなど)	25.8%	29.1%	1.08	<b>16.2%</b>	<b>33.9%</b>	<b>2.62*</b>
家族の世話や家事	9.7%	5.9%	0.63	4.1%	6.9%	1.74

\*統計的に有意 (p<.05)

赤：「無気力・不安」群に見られた特徴  
青：「無気力・不安」群以外に見られた特徴

教師回答では、「無気力・不安」群は、「**感覚の過敏さ**」以外に統計的に優位に割合の高い項目は無く、「無気力・不安」以外の群で「いじめ被害」、「いじめ加害」、「いじめ以外の友人関係のトラブル」、「あそび、非行」、「家庭の生活環境の急激な変化」、「親子の関わり方」、「家庭内の不和」、「学校・家庭以外でのトラブル」、「要対協、要保護、準要保護の対象」、「家族の介護等」の割合が統計的に有意に高いことから、象徴的なきっかけがない場合に「無気力・不安」を回答されやすい可能性が示唆された。また「不安・抑うつ訴え」に該当するものは、「無気力・不安」以外の群では19.3%、「無気力・不安」群では18.4%と、後者の方がむしろ低かった。このことは、抑うつ・不安の訴えがあることによって、主たる要因を「無気力・不安」と回答しているとは限らないことを示唆する。

### (3) 相談・指導等を受けていないと報告された不登校の児童生徒の状況

令和4年度問題行動等調査における不登校児童生徒1,421名のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けたと報告された児童生徒887名(62.4%)と、相談・指導等を受けていないと報告された児童生徒534名(37.6%)について違いを検討した。

#### 【教師の回答】

きっかけ	相談・指導を受けた児童生徒	相談・指導を受けていない児童生徒	違い(オッズ比)
いじめ被害	4.4%	3.9%	0.89
いじめ加害	1.6%	3.2%	2.05
友人関係のトラブル	16.2%	17.2%	1.07
友達と関わる事が少ない	14.8%	15.4%	1.05
教職員への反抗・反発	2.9%	4.5%	1.56
教職員とのトラブル、叱責等	1.6%	2.8%	1.80
学業の不振	38.0%	46.3%	1.40*
成績の低下	11.6%	15.0%	1.34
宿題ができていない等	35.7%	48.5%	1.69*
進路に関わる不安や問題	11.0%	7.3%	0.63
部活動等におけるトラブル	6.5%	8.4%	1.32
制服、給食、行事等への不適応	23.0%	23.8%	1.04
入学、転編入学、進級時の不適応	3.3%	3.4%	1.03
ゲーム・スマホ依存、依存傾向	8.7%	7.3%	0.83
あそび、非行	6.5%	7.7%	1.19
体調不良の訴え	16.9%	21.2%	1.32
不安・抑うつ訴え	20.4%	16.7%	0.78
学校での居眠り等	7.2%	10.1%	1.45
家庭の生活環境の急激な変化	4.1%	5.1%	1.26
親子の関わり方	13.6%	13.9%	1.02
家庭内の不和	4.8%	5.8%	1.21
学校・家庭以外でのトラブル	2.1%	2.1%	0.96
<b>背景要因</b>			
特別支援教育のニーズ	23.9%	15.7%	0.59*
発達障がい診断・疑い	25.6%	12.4%	0.41*
身体的疾患、睡眠障害の診断・疑い	11.7%	7.1%	0.58*
心理・精神的問題の診断・疑い	14.4%	8.8%	0.57*
感覚の過敏さ	18.0%	7.7%	0.38*
外国籍、重国籍、日本語以外の言語	1.0%	1.1%	1.11
性自認、性的指向、性表現の違和感	2.0%	1.9%	0.92
要対協、要保護等の対象	9.5%	15.5%	1.76*
家族の介護等	1.9%	1.9%	0.98
ひとり親家庭、共働き家庭	16.0%	21.9%	1.47*
きょうだいの不登校	27.8%	27.5%	0.98

\*統計的に有意 (p<.05)

#### 【教師回答による不登校関連要因の違い】

- ・相談・支援を受けていない児童生徒の割合が高い  
「学業の不振」(オッズ比:1.40)、「宿題ができていない等」(オッズ比:1.69)、「要対協、要保護等の対象」(オッズ比:1.76)、ひとり親家庭、共働き家庭(オッズ比:1.47)
- ・相談・支援を受けた児童生徒の割合が高い  
「特別支援教育のニーズ」(オッズ比:0.59)、「発達障がいの診断・疑い」(オッズ比:0.41)、「身体的疾患、睡眠障害の診断・疑い」(オッズ比:0.58)、「心理・精神的問題の診断・疑い」(オッズ比:0.57)、「感覚の過敏さ」(オッズ比:0.38)

#### 【児童生徒回答による不登校関連要因の違い】※表無し

- ・相談・支援を受けていない児童生徒の割合が高い  
「授業が分からない」(オッズ比:1.85)、「宿題ができていない」(オッズ比:1.72)

令和4年度問題行動等調査において相談・指導等を受けていないと報告された児童生徒は、受けたと報告された児童生徒と比較して、「学業不振」や「宿題」の問題が多くみられた。これらは教師回答、児童生徒回答で一致した結果であった。一方で、相談・指導等を受けていない児童生徒では、「発達障害の診断・疑い」「感覚の過敏さ」等の背景要因をもつ割合が少なく、このような要因をもつことで相談・指導等につながりやすい(あるいは既につながっていた)可能性がある。しかし、「要対協・要保護」、「ひとり親・共働き」といった家庭的な背景要因をもつ割合が多く、このような場合に相談・指導が届きにくい可能性がある。

- 赤: 相談・指導等を受けていない児童生徒の割合が高い
- 青: 相談・指導等を受けた児童生徒の割合が高い

# 不登校の児童生徒に対する学校の対応と保護者の評価

## 【教師への質問】

不登校児童生徒に対してどのような対応があったか。

学校を休んでいる（休みがちな）ときの対応	
教職員による本人、家族への連絡：ほぼ毎日	30.7%
週に何度か	31.8%
週に一度程度	23.2%
月に何度か	11.9%
ほとんどない	2.4%
教職員による家庭訪問：ほぼ毎日	2.9%
週に何度か	6.3%
週に一度程度	22.2%
月に何度か	27.7%
ほとんどない	41.0%
スクールカウンセラー等の専門スタッフとの面談	38.1%
学校内に別室登校できる環境の整備等	73.4%
教育支援センター（適応指導教室）など学校外の教育機関の紹介	37.4%
学校によるオンラインを活用した学習支援（オンライン教材の提供やオンラインによる同時双方向授業など）	30.8%
学校による上記以外の学習支援（プリントの配布、紙媒体の教材の提供等）	71.7%
就学援助等の経済的支援の利用の紹介	13.2%

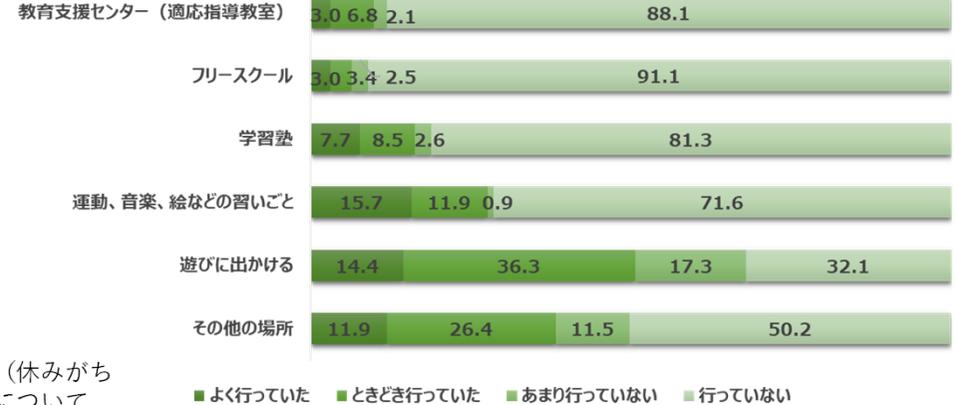
青：対応割合の高いもの 赤：対応割合の低いもの

「学校内に別室登校できる環境の整備等」（73.4%）や「学校による上記以外の学習支援（プリントの配布、紙媒体の教材の提供等）」（71.7%）は多くの学校で提供されているが、「教育支援センター（適応指導教室）など学校外の教育機関の紹介」（37.4%）や「学校によるオンラインを活用した学習支援（オンライン教材の提供やオンラインによる同時双方向授業など）」（30.8%）が行われている割合は低い。

## 【児童生徒への質問】

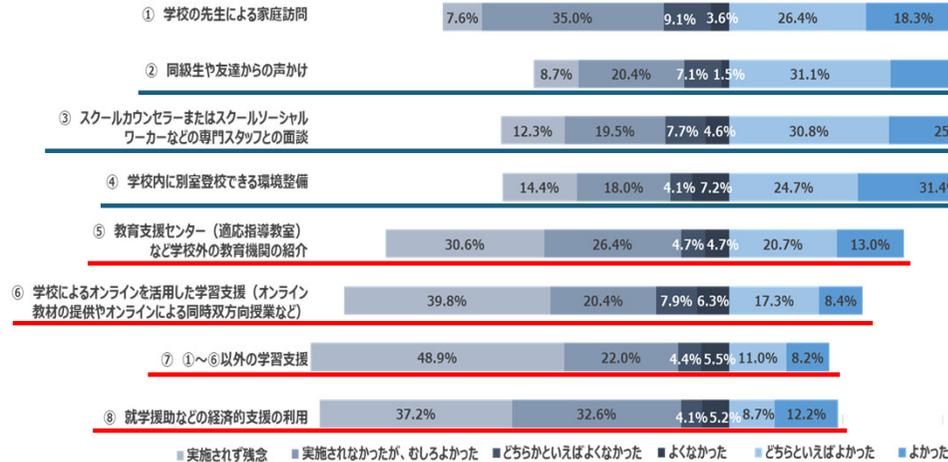
休んでいる間、学校以外の場所に行っていましたか。

「教育支援センター（適応指導教室）」やフリースクールに行っていた割合は低かった。選択肢にある場所すべてに「行っていない」と回答した児童生徒は16.3%であった。



## 【保護者への質問】

お子さんが学校を休んでいる時（休みがちなになっている時）の学校の対応について、どのように評価していますか。



青：肯定的な評価の割合の高いもの 赤：実施されず残念の回答割合の高いもの

保護者からは、「同級生や友達からの声かけ」（62.2%）や「スクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフとの面談」（55.9%）、「学校内に別室登校できる環境整備」（56.1%）等について肯定的な回答が多い一方、「教育支援センター（適応指導教室）など学校外の教育機関の紹介」（30.6%）や「学校によるオンラインを活用した学習支援（オンライン教材の提供やオンラインによる同時双方向授業など）」（39.8%）等について実施されず残念という回答が多かった。

# 不登校の要因把握に向けた問題行動等調査の項目見直しについて

## 基本的な考え方

- ①教師の主観による回答にならないよう、不登校児童生徒に関する事実に基づき回答することとする。
  - ②複雑多様な不登校のきっかけや背景を全て報告するため複数回答形式とする。
  - ③回答に当たっては、児童生徒本人や保護者、スクールカウンセラー等への確認を推奨する。
- ※教師と児童生徒との認識のギャップは、今後も定期的に児童生徒本人も対象とした抽出調査を行い検証・是正する。

### 現行

		主たるものを一つ、 それ以外に当てはまるものを二つまで		主	主以外
学校	1	いじめ	0.2%	0.1%	
	2	いじめを除く友人関係をめぐる問題	9.2%	4.0%	
	3	教職員との関係をめぐる問題	1.2%	1.0%	
	4	学業の不振	4.9%	7.1%	
	5	進路に係る不安	0.7%	1.0%	
	6	クラブ活動、部活動等への不 適応	0.3%	0.4%	
	7	学校のきまり等をめぐる問題	0.7%	0.7%	
	8	入学、転編入学、進級時 の不適応	3.1%	1.3%	
家庭	9	家庭の生活環境の急激な変 化	2.6%	1.5%	
	10	親子の関わり方	7.4%	7.6%	
	11	家庭内の不和	1.6%	1.7%	
本人	12	生活リズムの乱れ、あそび、非 行	11.4 %	6.9%	
	13	無気力、不安	51.8 %	8.9%	
	14	該当なし	5.0%	-	

### 令和5年度調査

複数回答 ※事実の有無を回答	
1	いじめの被害の情報や相談があった。
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。
5	学校のきまり等に関する相談があった。
6	転編入学、進級時の不適応による相談があった。
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。
9	生活リズムの不調に関する相談があった。
10	あそび、非行に関する情報や相談があった。
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。
12	不安・抑うつ相談があった。
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。
14	個別の配慮（13以外）について、求めや相談があった。

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

## I. 総則(第1条～第6条)

**目的** 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、**不登校児童生徒に対する教育機会の確保**、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

### 基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 **不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援**
- 3 **不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備**
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

### 国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

## II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

## IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる  
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

## V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 **人材の確保等**
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

## III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

### 国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 **学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置**
- 5 **学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置**

## VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行 (IV.は、公布日から施行)
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） （平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

## 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
  - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
  - ➡ ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
  - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
  - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
  - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 ➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
  - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

## 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
  - ・ 魅力あるより良い学校づくり
  - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
  - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
  - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
  - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
  - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
  - ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
  - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
  - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

## 3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
  - ・ 設置の促進
  - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
  - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
  - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ  
義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

## 4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

## 【概要】

### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること
- ・既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること

### 2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・**個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること**

### 3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、**日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること**

#### 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

##### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

#### 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

##### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



# 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（令和5年11月17日付初等中等教育局長通知 別紙）

## 1. 令和元年10月25日付け通知について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

加えて、学校教育の意義・役割として、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」と記載している。

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

## 2. 学校教育の意義及び在り方について

以上を踏まえ、学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。

その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、例えば以下のような取組を実施いただきたい。

- ・ 児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて、ICTを一層活用しながら、教材や学ぶ方法等を選択できるような環境を整え、きめ細かな学習指導を行うなど、児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現に向けた授業改善を行うこと
- ・ 入学直後や学級・ホームルーム替えの時期をはじめ、年間を通じて、日々の授業や特別活動、朝の会・帰りの会等の教育活動全体の中で、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うこと

加えて、

- ・ 児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、各種ツールも用いてその把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
- ・ いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報すること

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

## 3. 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とした「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ（令和5年10月）」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～（令和5年10月）」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合にあって、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

こうした取組を支援する観点からも、引き続き、文部科学省としては、教師を取り巻く環境整備を進めるため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進することとしている。

# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning

○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. **不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える**
2. **心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する**
3. **学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする**

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

## 主な取組

### 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○ **不登校特例校の設置促進**（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。⇒「**学びの多様化学校**」に改称（令和5年8月31日）

○ **校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進**（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○ **教育支援センターの機能強化**（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

○ **高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障**（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○ **多様な学びの場、居場所の確保**（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

## 実効性を高める取組

○ **エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施**（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

○ **学校における働き方改革の推進** ○ **文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置**

### 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- **1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進**（健康観察にICT活用）
- **「チーム学校」による早期支援**（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
- **一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援**（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

### 3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- **学校の風土を「見える化」**（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
- **学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善**（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- **いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底**
- **児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進**
- **快適で温かみのある学校環境整備**
- **学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に**

# 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成（学びの多様化学校）について

- 特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定（平成16年12月10日）に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。
- 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、「**不登校特例校や学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化**」を明記。
- 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）において、**令和9年度までに全都道府県・指定都市への設置、将来的には分教室型も含め全国で300校の設置**を目指すとしている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

## 具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条（小学校）、第79条（中学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

## 設置状況

- 令和6年4月現在、全国に**35**校が設置されている。

## 学校種別設置状況

- 小学校：**8**校 中学校：**25**校 高等学校：**6**校
- ※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため学校総数と一致しない

## 国公私別設置状況

- 公立学校：**21**校 私立学校：**14**校

## 設置形態別設置状況

- 学校型：**17**校 分校型：**1**校 分教室型：**13**校 コース指定型：**4**校

※分教室型：一部の学級のみを学びの多様化学校として指定する。

母体となる本校は、学びの多様化学校としての指定を受ける必要はない。

※分校型：本校と分離した分校を学びの多様化学校として指定する。

※コース指定型：高等学校等において、一部のコースを学びの多様化学校として指定する。

# 校内教育支援センター（SSR）の取組事例と成果

## 校内教育支援センター(SSR)とは

学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

### 学校の不登校支援の中核

SSR担当職員を公務分掌の不登校支援コーディネーターに任命(公務分掌に位置づけ)  
SSR担当が中心となり、学校全体の不登校支援を促進  
担当者本人の対応力向上研修  
学級担任との連携



### オンライン指導等による学習保障

教室の授業をオンラインで配信  
授業で使うプリントをSSRでも配布  
自習用の学習プリントの充実



### 保護者支援

不登校児童生徒の親の会開催  
SSR通信の発行  
スクールカウンセラー等による教育相談の場



### 安心して学習に取り組める教室環境

小集団で取組める場と個別学習ブースを設置  
学校目標、学校だよりや学年だより、壁面装飾等を掲示し、明るくて温かみのある通いやすい教室環境



## 校内教育支援センターの活用事例

### 01 宮城県仙台市立富沢中学校「ステップルーム」

取組

仙台市では、専任教諭を配置して支援を行う在籍学級外教室「ステーション」の取組を中学校で実施。富沢中学校においては、在籍学級外教室「ステーション」を「ステップルーム」と呼称して実施。

学校生活への対応が困難になりつつある児童生徒に対し継続的にかかわることにより、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上や社会的自立に向けた支援を行う。(市内中学校:25/66校で設置(令和5年度))

#### <富沢中学校の利用者数等>

	不登校生徒数 (出現率)	平均利用者数 (1日あたり)	関係機関利用 率
R3	54人(5.5%)	20人	4人
R4	<b>36人(3.7%)</b>	<b>35人</b>	<b>7人</b>

#### <変容が顕著だった生徒の例>

生徒A:(R3)63日欠席 → (R4)14日欠席  
R3は1~2時間程度登校し読書などをして過ごしていたが、R4は多くの仲間と関わりながら活動し、学校で過ごす時間が長くなった。

生徒B:(R3)99日欠席 → (R4)1日欠席  
R3は欠席も多く、断続的な不登校であったが、R4は3教科の授業を教室で受け、ほぼ欠席せずに明るく笑顔で過ごせるようになった。

### 02 愛媛県校内サポートルームモデル事業

愛媛県では 令和3年度から不登校の多い県内の中学校をモデル校として指定し(R3:4校、R4:8校、R5:8校)、実践的研究を推進。(R3、R4 は文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の実証団体)

サポートルーム専属の登校ナビゲーターとICT支援員が不登校生徒に丁寧に関わることで、児童生徒の個々の状況に応じた支援を行う。R5はモデル校が拠点となってノウハウを広げ、各市町村で独自で実施していく段階。

#### <利用者数等>

	のべ利用者数	平均利用者数(1日あたり)
R4.4月	869人	7.2人
R5.2月	<b>1,968人</b>	<b>12.9人</b>

#### <不登校状況の改善>

	1年生	2年生	3年生	支援学級	合計
利用者数	44	92	85	9	230
好転	<b>26</b> (59.1%)	<b>53</b> (57.6%)	<b>38</b> (44.7%)	<b>3</b> (33.3%)	<b>120</b> (52.2%)
現状維持	14 (31.8%)	31 (33.7%)	39 (45.9%)	6 (66.7%)	90 (39.1%)
悪化	4 (9.1%)	8 (8.7%)	8 (9.4%)	0 (0%)	20 (8.7%)

### 03 戸田市立笹目東小学校「ぱれっとルーム」

戸田型オルタナティブプランにおいて、戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」設置事業を令和4年度から実施

(4月:モデル3校→11月:全小学校に拡大)

誰一人取り残されない教育の実現に向け、学校生活上、不安や困難を感じている児童や不登校傾向児童への多様な居場所の確保による早期対応・早期支援を行う。(年間利用者数:101人(令和4年度))

#### <児童アンケート>

ぱれっとルームが楽しい、やや楽しいと答えた児⇒**91%**

#### <教職員アンケート>

ぱれっとルームの設置によって肯定的な変化があったと回答した教職員⇒**83%**  
(記述回答)

・不登校児童について、自分だけで問題を抱えるのではなく、学校全体で、支援について考えられるようになった。

#### <保護者アンケート>

ぱれっとルームの設置によって子供に変化があったと感じた保護者⇒**80%**

(どの様な変化があったのかについての記述回答)

・友達ができた。・登校できるようになった。  
・学校が楽しく感じるようになった。

ぱれっとルームの設置によってストレスが減った(当てはまる、やや当てはまる)と回答した保護者⇒**74%**

成果

# 【官民連携】教育支援センターの事例：島根県雲南市教育支援センター（おんせんキャンパス）

**概要** ※文部科学省「委託事業実施団体「いじめ・不登校の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究事業」実証団体

**設置目的：** 様々な事情で不登校又は不登校傾向にある児童・生徒に対し、個々の実態に合わせた支援を行い、社会性を身につけさせる。

- 運営方針：**
- ① こどもだけでなく、保護者、学校との関わりを「バランスよく」
  - ② アウトリーチ（訪問支援）により、「つながりに行く」「伴走する」
  - ③ 複合的な課題への対応と中長期的な支援を視野に入れ、関係機関と「つながる」

**運営形態：** 業務委託方式を取っており、運営は認定NPOカタリバが行う。  
 主管は市教育委員会キャリア教育政策課及び学校教育課（指導主事）

令和4年度利用者数  
 小・中学校 53人、延べ 2,055人

## 特色① 保護者への支援（家族サポート事業）

- 利用者の家族、同じ境遇の保護者を対象とした保護者会、専門家講座ワークショップ、ペアレントトレーニング等を実施。



### 実際の効果

- 保護者アンケート  
 以前よりも子どもとの会話が aumentata  
 （4段階評価）平均**3.2**ポイント  
 以前よりも悩みを話せる人が aumentata  
 （4段階評価）平均**3.0**ポイント
- 保護者意見（ヒアリングより）  
 これまでは不安でしかなかったが、見通しが持てる→心に余裕が生まれる→子どもへの接し方が変わる→親の思いと子どもの思い（子どもへの関わり方）が変化するといった好循環が生まれて本当に救われた。

## 特色② アウトリーチ支援

- ICTの利用を含むアウトリーチ型支援により、自宅や学校の別室登校の児童生徒への訪問型の支援を実施。

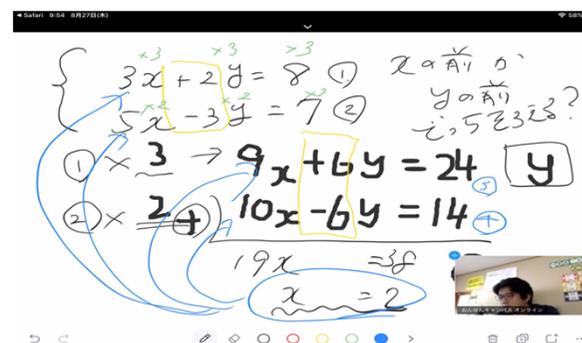


### 実際の効果

- ユースワーカー派遣  
 （71件・校、支援者数延べ161人）  
 学校意見（アンケート/ヒアリングより）  
 2023年（1学期）  
 ・定例の支援会議により当該児童・生徒や保護者への支援状況の理解が深まっている  
 肯定的回答 **81%**
- 家庭訪問支援  
 業務多忙により学校（教員）が訪問できない家庭に対する家庭訪問（サポート）の実施が可能となり、家庭（児童・生徒、保護者）に対する安心・安全な環境構築が図られる。

## 特色③ ICTによる学習支援

- ICTによる個別学習を実施。



### 実際の効果

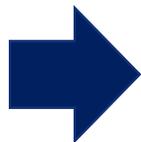
- 保護者アンケート  
 学習意欲の向上がみられた/みられる  
 （4段階評価）平均**3.1**ポイント
- 多様な繋がる場により、児童・生徒の状況に応じた個々の学習進捗はもとより、中長期的な学校復帰につながる、子ども同士、学校（教員）等とのコミュニケーションの発現（学校に近づくきっかけ、Teamによる友達との情報共有）
- オンラインによって学習に取り組めたことによる自己肯定感の向上  
 教育支援センターでは、市内全小中学校と同様eボードやキュビナを活用

# 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入に向けて

## ■ 全国における導入状況

### ◇令和5年2月時点(不登校対策に係る取組状況調査)

- ①アプリ等を用いた児童生徒の心や体調の変化の把握を行っている自治体  
⇒都道府県:29
- ②今後アプリ等の活用を検討している自治体  
⇒都道府県:10
- ③アプリ等を用いておらず検討もしていない自治体  
⇒都道府県:8



### ◇令和6年4月時点(1次公募結果も踏まえた導入状況)

- ・左記②③の都道府県18のうち、1次公募に申請した自治体  
⇒都道府県:7
- ・左記②③の都道府県18のうち、公募に申請はしていないが、自治体独自で既に実施している自治体  
⇒都道府県:2
- ・**アプリ等を用いていない自治体**(47都道府県から左記①の29都道府県及び上記9都道府県を除いたもの)  
⇒都道府県:9

約8割の都道府県でアプリ等を用いた取組が実施されることになる!!!

## ■ 児童生徒が相談しやすい方法は?

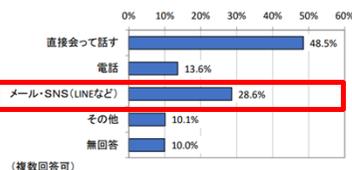
(令和2年度不登校児童生徒の実態調査より)

## ■ 最新調査における注目すべきデータ

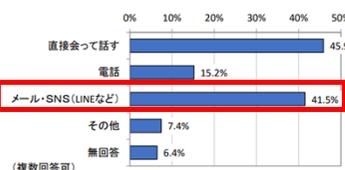
(文部科学省委託事業「不登校の要因分析に関する調査研究」より)

## ■ きっかけ要因に関する教師・児童生徒・保護者の回答の比較

【小学校】



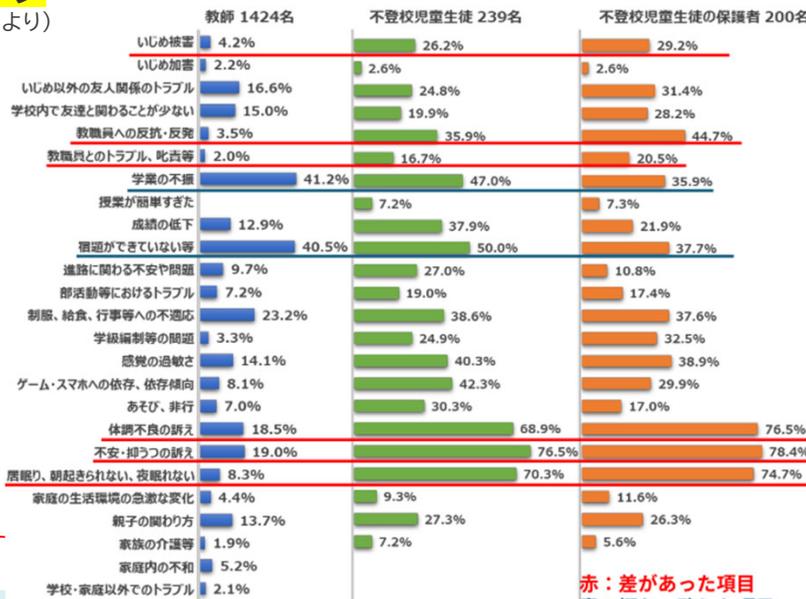
【中学校】



小中方法の学生ともに相談しやすい2位は「メール・SNS」となっている。

文部科学省委託事業にて実施した最新の調査結果によれば、**不登校に至ったきっかけについて、「いじめ被害」等の項目では教師と児童生徒・保護者の回答割合に違いがみられた。**

また、「体調不良」、「不安・抑うつ」など**心身不調・生活リズム不調については、児童生徒や保護者は約7~8割がきっかけとして回答しているのに対し、教師の回答割合は2割弱と低かった。**



赤: 差があった項目  
青: 概ね一致した項目

こどもや保護者の認識と教師の認識には差があることが明らかに。  
いじめ・不登校等を未然に防ぐにはこの差を埋めるための取組が必要不可欠!!!

## ■ 文部科学省文書における記載 ※文部科学省としても強力に推し進めていく方針です!

### 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (R5.3 COCOLOプラン)

- 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します
  - 01 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進
  - ・ **子供たちの心身の状態の変化への気付きや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察にICTを活用します。**

### こどもの自殺対策緊急強化プラン (R5.6.2 こどもの自殺対策に関する関係府省連絡会議)

- 3. 取り組むべき施策
  - (3) 自殺リスクの早期発見
  - ・ **1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する【文部科学省】**

# 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見の推進

令和5年3月に取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」において、1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進するとされており、これらを踏まえ、1人1台端末を活用した児童生徒の心や体調の変化の早期発見や適切な支援につなげるためのシステム・マニュアル等について整理し、文部科学省HP上に公開した。

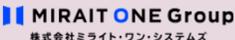
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397802\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm))

## <健康観察・相談システム一覧（抜粋）>

### 無償

会社名	システム名	機能
Google	Google フォーム	・健康観察 ・相談窓口
Google	Looker Studio <a href="#">【Google】Looker Studio in a minute -YouTube</a>	・データの可視化
Microsoft	Microsoft Forms	・健康観察 ・相談窓口
Microsoft	Reflect	・健康観察

### 有償

会社名			
一般社団法人 RAMPS 	公益社団法人 子どもの発達科学研究所 	スタンバイ株式会社 	株式会社 ミライト・ワン・システムズ 
株式会社 リーバー 	株式会社 EDUCOM 	株式会社 LoiLo 	株式会社 Welcome to talk 

## < アンケートフォーム作成マニュアル >

○本マニュアルでは、Google フォーム™、Microsoft Forms を用いて、下記の質問項目を設定する方法や、GAS（Google Apps Script）やマクロの起動方法について解説。

### <質問項目>

- 1.日付
- 2.クラス
- 3.出席番号
- 4.名前
- 5.体調
- 6.心の状態(心の天気)
- 7.教育相談の希望
- 8.相談相手の指定
- 9.自由記述欄



# 「心の健康観察」の導入を進めている教育委員会等の声

- 令和5年2月文部科学省実施の「不登校対策に係る取組状況調査」において、「アプリ等を活用して児童生徒の心や体調の変化を把握し、いじめや不登校等の未然防止・早期把握の取組」を既に行っていると回答している411市区町村に対して個別にアンケート調査を実施。取組の効果について各自治体の担当者から寄せられた声は以下のとおり。

## A教育委員会

- 令和4年4月から域内の全小学校高学年及び中学校で有償アプリを導入。
- 市全体での相談件数は、アプリ導入前は教育委員会宛のメール相談のみ実施しており、年間で50件ほど。**アプリ導入後は約680件に増加し、いじめの認知件数も導入前約20件⇒導入後約110件と増加した。**
- 相談内容はいじめに限らず、自傷行為や自殺念慮に関わるものもある。児童生徒が抱える悩みなどを早期発見が可能になり、早い段階から寄り添った対応が行えるようになっている。

## B教育委員会

- 令和3年4月から、域内の全小中学校でGoogleフォームを活用した「心の健康観察」を実施。
- 導入以降いじめの認知件数が増加しており、**導入前の令和2年度は約40件⇒導入後の令和3年度は約270件、令和4年度は約420件**となっている。
- 個別事案では、長期休業中に、児童生徒から家庭のことで訴えがあり、即座に児童相談所、警察に連絡し、早期対応につなげた事案があった。
- 児童からは、「今は知っておいてもらうだけでよい」といった相談も多く、児童生徒にとって気軽に相談しやすくカウンセリング効果が高いツールと考えている。

## ＜その他教育委員会等から寄せられた声＞ ※寄せられた声の中から抽出して掲載

- ・ 言葉で伝えたり、先生に話すのが苦手な生徒もあり、アプリのフォームに沿って相談することができるので、相談しやすいのではないかと考えている。
- ・ 相談の内容には、「●●さんにちょっかいをかけられた」などわざわざ先生に言葉で伝えられないような話でも、文字にして伝えられることで、相談のハードルが低く感じられるのではないかと。
- ・ 朝の健康観察と兼ねて実施しており、出席状況などとあわせて全教職員が全ての児童生徒の状況を確認することができるため、各児童生徒を学校全体で見守る意識が向上している。
- ・ これまでは、個々の担任教諭の主観で児童生徒の変化を把握していたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったので、ケース会議や児童生徒理解の材料として活用できている。
- ・ **普段の様子からは気づけない部分も可視化でき、児童の姿を客観的に見直すことにつながった。**
- ・ 導入校では、不登校の新規発生が令和4年度の同時期と比較して半数以上減少している。

# 保護者への情報提供様式

## 背景・課題

○令和5年3月に取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」において、不登校児童生徒の親への支援が盛り込まれていることを踏まえ、教育委員会等の取組をさらに推進すべく、不登校児童生徒の保護者への支援に活用可能な教育・相談機関等の情報をまとめて提示するための様式例を作成。（令和5年7月31日）

### 学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ 不安や困りごと、ありませんか？



- 学校に行きたがらない
  - 学校から帰ってくるといつも疲れている
  - 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
  - 家や自分の部屋から出たがらない
- 子どもへの接し方が分からない
  - 子どもに学校に行くよう働きかけてよいか
  - 家庭学習を続けるべきか
  - 学校に行かない理由を聞いてよいか
  - 誰にも相談できない
  - 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない
- 心配な状態が続いている
  - ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
  - 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけない
  - このままでは、将来、進学や就職できないのでは

一人で悩まないでください。

不登校は誰にでも起こり得ることで、お子さんや保護者の方の周りには、行政・民間の様々な支援の輪が広がっています。このパンフレットでは、不登校等学校が苦手なお子さんの保護者の方の相談先などについてご紹介します。

令和5年 ●●市

### 教室や家庭以外にも 多様な学びの場や支援の仕組みがあります。

不登校の児童生徒のための相談や学習の場、保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。  
まずは、学校・教育委員会に相談

①教育委員会(不登校相談担当)

お子さんの不登校が続く場合や学習や生活に不安がある場合は、まずは、教育委員会の不登校相談担当まで御相談下さい。学校生活の悩みや相談や、学校内外の学びの場や相談機関を紹介します。

紹介・接続

②保護者の会

不登校のお子さんを持つ保護者同士が、情報交換を行ったり不安や悩みを共有したりすることができ、利用料は基本的に無料です。

③教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、一人一人に合わせた個別学習や相談等を行います。公益施設の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

④フリースクール等

通常の学校に行きづらいうお子さんのために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学習ができる場所です。一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

⑤不登校特例校

通常の学校に行きづらいうお子さんのために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学習ができる場所です。一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

⑥夜間中学

年齢層を過ぎた方が夕方から夜にかけて通う学校のことで、年齢層が少ない児童生徒についても、一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

⑦その他関係機関

また、学校内でも落ちついて過ごせる場所や相談に乗ってくれる専門機関もあります。これらの教室の利用や相談を希望する場合は、各学校や教育委員会にお問合せください。

校内教育支援センター

学校には行けず自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空教室等を活用した居場所のことで、お子さんのペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートをしてくれるります。

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法心理の専門家、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている方が多いです。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口についでくったり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家と、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多いです。

### 困ったときは相談してください。

#### 不登校に関する相談窓口

①不登校に関する相談窓口

名称	概要	問合せ先
教育委員会 XX課●●係	不登校に関する相談全般 教育支援センターの利用相談	TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx

学びたいと思ったときはご連絡ください。

#### 不登校児童生徒の学びの場・居場所

③教育支援センター

名称	概要	問合せ先
〇〇教室	小集団の活動や個別学習を行います。 ※通所の場合にオンラインによる支援も受けられます。	TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx
△△ルーム ※NPO法人〇〇が運営	参加者同士の交流や、参加者の希望を踏まえた活動を行います。	TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) URL: https://www.xxxxxxx

④フリースクール・フリースペース

名称	概要	連絡先
フリースクール 〇〇		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx
△△フリースクール		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx
フリースペース 〇〇		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx
△△フリースペース		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx

⑤不登校特例校

名称	概要	問合せ先
〇〇市立 △△中学校		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx
学校法人XX学園 △△高等学校		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx

⑥夜間中学

名称	概要	問合せ先
〇〇市立 △△中学校 夜間学級		TEL: xxx-xxxxxxx(平日13:00~20:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx
〇〇市立 △△中学校 夜間学級		TEL: xxx-xxxxxxx(平日13:00~20:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx

### 困ったときは相談してください。

#### その他の相談窓口等

○子育てに関する相談窓口

名称	概要	問合せ先
		TEL: xxx-xxxxxxx (●曜日、●曜日、●曜日12:00~20:00)

○子どもの発達に関する相談窓口

名称	概要	問合せ先
		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx

○経済的負担の相談窓口

名称	概要	連絡先
		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx
		TEL: xxx-xxxxxxx(平日10:00~17:00) 〒: ●●市 xxx-x-x URL: https://www.xxxxxxx

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt\_jidou02-000028870\_7.pdf

# 03.学校風土の把握とは

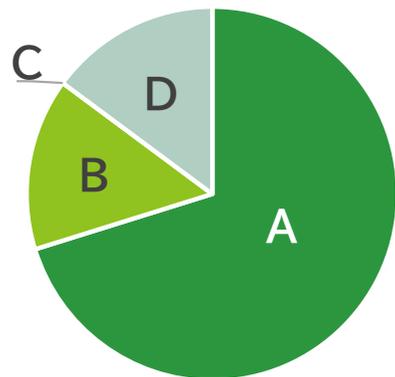
**COCOLO**  
の  
3  
学校の風土の「見える化」を通して、  
学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

児童生徒がアンケート調査等に回答する。

- (質問例)
- 自分にはいいところがあると思いますか。
  - 不安や悩みを相談できる先生はいますか。
  - スマートフォン等で友だちとメールやSNS(LINEなど)でのやり取りをすることがありますか。
  - 睡眠時間は平均してどのくらいですか。
  - あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事を責任をもってしていますか。
  - SNS上で仲間外れにされたり、ひどいことを書かれたことがありますか。
  - 将来の夢や目標はありますか。
  - 授業中、難しい、ついていけないと不安になることはありますか。
- ⇒
- 教職員の経験年等や考え方等に左右されず、エビデンスのある分析に基づいた対応方針を立てることができる。
  - 教育実践を振り返り、修正する手立てとなる。
  - いじめ等の諸課題を早期に発見し、不登校を予兆する等、困難を抱える児童生徒を早期に支援することにつながる。
  - 児童生徒一人ひとりの心身の状況、学校生活への安心感、喫緊の課題やSOS、学級や学年の雰囲気や傾向が分かる。
  - 児童生徒の見ていなかった長所や得意を発見できる。
  - 児童生徒が抱える課題の詳細が分かり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等との連携につながる。

## 実施状況 (令和5年2月時点 児童生徒課調べ)

学校では、学校が生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握するための生徒に対するアンケート等を実施していますか。



- A: 全ての学校でアンケート等を実施している (学校や教育委員会独自作成のものも含む)
- B: アンケート等を実施している学校がある
- C: アンケート等を実施している学校はない
- D: 教育委員会では把握していない

## アンケートツール例

**Q-U/hyper-QU**

子どもの満足感や意欲、集団の雰囲気などを把握し、いじめ・不登校対策や学力向上等に活用できる。

**i-check**

「レーダーチャート」「散布図」等で、学年やクラスの状況を視覚的に把握。教科学力とのクロス集計も可能。

**ASSESS**

学習状況や友人関係、本人のソーシャルスキルなど、6領域学校環境適応感尺度で構成されたシートを活用できる。

**シグマ検査**

学校生活だけではなく、学習・家庭・心身の状態を多面的に調査し、生徒の実態を詳細かつ的確に分析する。

**学校風土調査**

エビデンスに基づき学校風土を4側面で評価する。課題と強みを明らかにできるWeb調査ツール。

クラスの概要 出典:i-check(東京書籍株式会社)

クラス全体の結果一覧表

【レーダーチャート】  
カテゴリごとに、クラスの状況を把握します。

【名簿】  
散布図や度数分布の各カテゴリの回答状況を、個人ごとに示しています。

【個人の心の安全】  
散布図から、支援を要する子どもを見つけます。

個人の分析

【クラスの成長力】  
散布図から、クラス全体の傾向と課題を読み取ります。

集団の分析

【学級の絆】  
度数分布で子どもたちが自分のクラスのことを素直にどう感じているのかを確認できます。

クラス愛

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約**30万人**。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約**11万4千人**。いずれも**過去最多**
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件**と**過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化**が必要。

### 不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

#### COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター**（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備**（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化**（どこにもつながない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

#### COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**

#### 情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣**（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

### いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

#### いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

#### 国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化**（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施**（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
  - ・**地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、**
  - ・**いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人选に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。**

## 組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策**（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を**継続して実施**。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等**をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えること**で**組織的に対応**するとともに、**安心して学べる学校づくりを推進**

# 不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

89億円  
(86億円)  
※内数を除く



文部科学省

令和5年度補正予算額 51億円

- ・不登校児童生徒は10年連続増加（令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約36万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が5.9万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・令和5年10月、総理大臣から不登校等の緊急対策を経済対策にも盛り込むよう指示があり「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」をとりまとめ、COCOLOプランの取組を前倒して実施。

不登校の児童生徒全ての  
学びの場を確保し、  
学びたいと思った時に学べる  
環境を整えます。

1



## 学びの多様化学校（※）の設置促進 2億円（1億円） ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）
- ・令和6年度に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円）【新規】
- ・SC・SSWの配置充実（自治体の配置の工夫により、最大週40時間の配置も可能）
- ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）  
（学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等）
- ・学びの多様化学校の教育活動の充実に関する調査研究
- ・廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）【新規】683億円の内数

## 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置促進 29億円

- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】（★）
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】121億円の内数（91億円の内数）

## 教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 5億円

- ・教育支援センターのICT環境の整備【新規】（★）
- ・教育支援センターの総合的拠点機能形成に係る調査研究【新規】（★）

## 多様な学びの場、居場所を確保等

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.7億円の内数(0.8億円の内数)
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】1.2億円の内数
- ・不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進【新規】1億円(★)



心の小さなSOSを見逃さず、  
「チーム学校」で支援します。

2



## 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 10億円

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】（★）

## 「チーム学校」による早期支援を推進 84億円（82億円）+7億円

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充
- ・SC・SSWによる緊急相談支援（★）

## 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援



3

学校の風土の「見える化」を通し  
て、学校を「みんなが安心して学  
べる」場所にします。

## 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センターの設置促進（★）及び学習指導員等の配置充実（再掲）

## 快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 683億円の内数（687億円の内数）（★）



（★）については令和5年度補正予算において措置

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

## 事業内容【補助金】

### ① 校内教育支援センターの設置促進

- 公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置するための検討や教職員研修等を実施し、学校内に不登校児童生徒の実態に配慮した環境を整備する事業

#### 校内教育支援センターを利用する児童例

学校には行けるが、教室に入ることができない児童生徒  
期待される効果

- 学校内の居場所を確保
- 不登校を未然に防止



### ② 教育支援センターのICT環境の整備

- 不登校児童生徒等の学びの場を確保し、児童生徒の在籍校における出席扱いや成績反映に向けた連携を推進するため、教育支援センターのICT環境を整備する事業

(活用例)

- 教育支援センターを拠点として、校内教育支援センターなど他の関係機関との連携を行うための端末を整備
- 不登校児童生徒の学習を促進するため、教育支援センター内に電子黒板を設置

#### 教育支援センターを利用する児童例

家から出れるが、学校に行くことができない児童生徒  
期待される効果

- オンライン指導やテスト等も受けられる体制構築
- 学校との連携強化



### 校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム)



学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

### 教育支援センター



各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

## 補助対象経費 (①)

諸謝金、報酬、期末手当及び勤勉手当(ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。)、旅費、交通費、設備備品費、消耗品費、図書購入費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、再委託費

※スペシャルサポートルームのコーディネーター等にかかる人件費にも活用できます(会計年度任用職員のみ)

※NPO等への再委託費も対象となります

## 補助対象経費 (②)

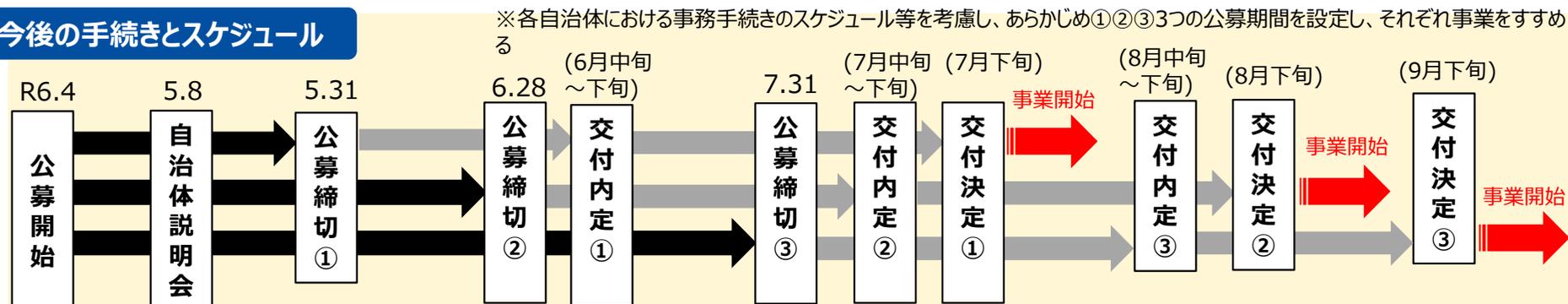
消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、再委託費

実施主体 都道府県、市区町村

補助割合 国 1/3

※本事業は都道府県に事務委任しており、実施する市区町村が予算化する必要があります。

## 今後の手続きとスケジュール



※公募期間を複数設定しているが、後ろの提出期限での申請は、前の提出期限における内定額を除いた予算残額の範囲内での措置となるので、ご留意願いたい

# 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

(本件担当)  
初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係  
Tel : 03-6734-3299 mail : s-sidou1@mext.go.jp



## 事業内容【委託】

### 教育支援センターの総合的拠点機能形成

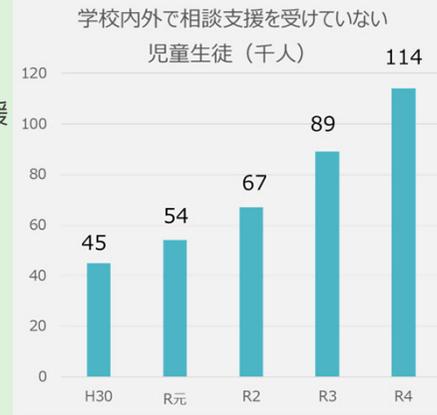
- 教育支援センターが、不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う

#### 【事業内容】

- (1) 不登校児童生徒を支援する地域の拠点としての情報把握及びアウトリーチ支援
- (2) 学校・教育委員会、関係機関等との連携促進
- (3) 業務に付随する必要な事務

#### 期待される効果

- 支援を受けていない不登校児童生徒を支援につなげる
- 学校、民間団体、保護者等の連携促進



#### 教育支援センター



各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。  
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

**委託先** 都道府県・政令指定都市

※本事業は、実施する自治体において予算化する必要があり、市区町村分は都道府県でとりまとめをお願いします。

## 補助対象経費

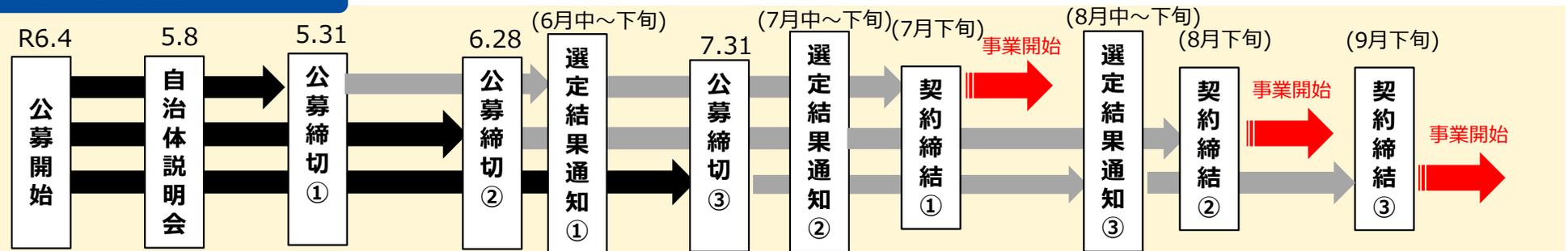
人件費（新たに会計年度任用職員を雇用する必要がある場合）、事業費（諸謝金、報酬、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費

※人件費にも活用できます（新たに会計年度任用職員を雇用する必要がある場合）

※アウトリーチ支援に係る業務の一部を、民間団体等（NPO等）に再委託することが可能です

## 今後の手続きとスケジュール

※各自治体における事務手続きのスケジュール等を考慮し、あらかじめ①②③3つの公募期間を設定し、それぞれ事業をすすめる  
※各公募締切の1週間前に、参加表明書の提出期限を設定している



※公募期間を複数設定しているが、後ろの提出期限での申請は、前の提出期限における内定額を除いた予算残額の範囲内での措置となるので、ご留意願いたい

## 事業内容【委託】

いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた

### ② 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要。
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握することにより、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者における導入推進をするための事業。

予算規模  
採択件数

10億円・120件程度

委託先

都道府県・政令指定都市 等

※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託

対象経費

人件費（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る）、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費 等



※本事業は、実施する自治体において予算化する必要があり、市区町村分は都道府県でとりまとめをお願いします。

## よくある質問

Q : **有償アプリ**の導入に係る利用料や開発料も**経費の対象に含まれるか。**

A : **含まれます。**有償アプリに係る経費のみの申請は出来ませんが、委託費の一部として計上することは問題ありません。

Q : 都道府県等としては実施する予定はないが、域内の市区町村が**実施希望の場合、再委託費のみの計上となっても問題ないか。**

A : **問題ありません。**ただし、都道府県等において事業運営協議会は設置・運営をして頂き、**委託事業の実質的な実施体制が市区町村のみとならないよう工夫をお願い致します。**（リモートで協議会を開催するなど）

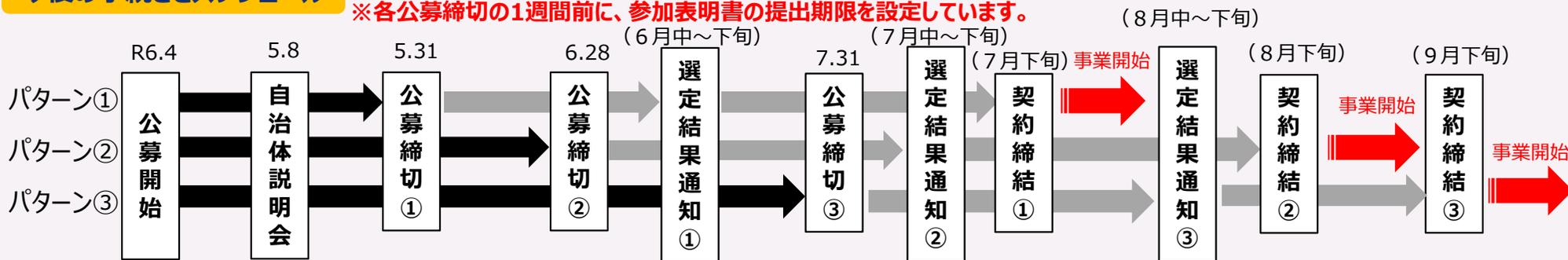
Q : **既に自治体として「心の健康観察」事業を実施している場合、本事業を受託することは可能か。**

A : **可能です。**ただし、その場合は既に取り組んでいる事業の効果検証や取組の改善、普及展開に取り組むものとし、経費もこれらに要するものに限定するようお願い致します。

## 今後の手続きとスケジュール

※各自治体における事務手続きのスケジュール等に応じて、契約締結までの日程は以下の3パターンから選択することが可能です。

※各公募締切の1週間前に、参加表明書の提出期限を設定しています。



※公募期間を複数設定していますが、後半の提出期限での申請は、前半の提出期限における内定額を除いた予算残額の範囲内での措置となりますので、ご留意願います。

## 事業内容【補助金】

### 学びの多様化学校の設置促進

将来的には、分教室型を含め  
全国で300校設置

■ 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成した学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、新設準備にかかる2年間、協議会等の設置や住民広報、プレイルーム等の環境等を整備するために必要な体制を整備する事業及び設置後の運営支援として3年間、設置当初における運営上の課題や中・長期的な運営のための体制を整備する事業

#### 学びの多様化学校を利用する児童例

家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒  
期待される効果

- ・通常の学校には通いづらい児童生徒でも、学校に登校しやすくなる
- ・不登校児童生徒に応じた、きめ細やかな支援ができる



#### 学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校)



学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（小・中・高等学校等）のこと。

## 補助対象経費

諸謝金、報酬、期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）、旅費、交通費、消耗品費、図書購入費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、再委託費

※人件費にも活用できます（会計年度任用職員のみ）

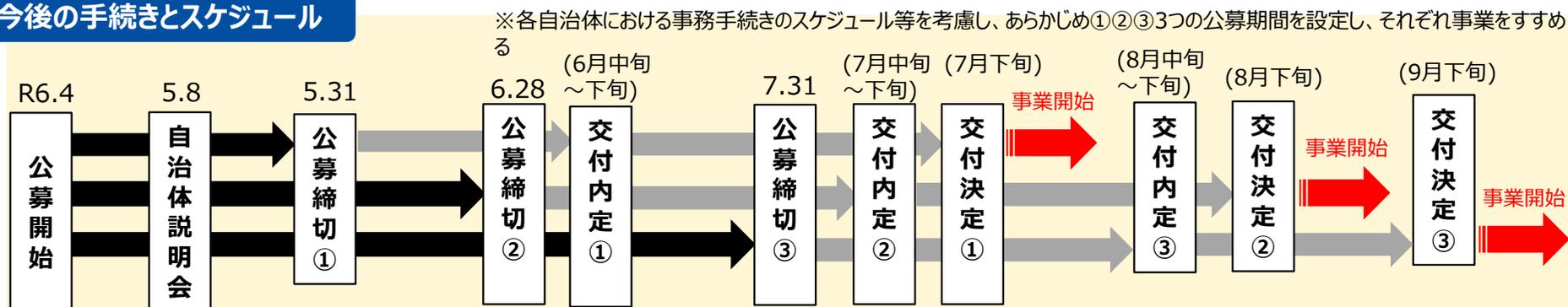
※業務の一部を、第三者に再委託することができます（例：住民ニーズ調査や広報資料作成の一部を再委託）

実施主体 都道府県、政令指定都市、市区町村

補助割合 国 1/3

※本事業は、実施する自治体において予算化する必要があり、市区町村分は都道府県でとりまとめをお願いします。

## 今後の手続きとスケジュール



※公募期間を複数設定しているが、後ろの提出期限での申請は、前の提出期限における内定額を除いた予算残額の範囲内での措置となるので、ご留意願いたい

# 3

## 生徒指導提要の改訂について

# 生徒指導提要の改訂について

## 生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの。**

## 生徒指導提要

令和4年12月  
文部科学省

文部科学省

## 改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
- 「**生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※**」において**生徒指導提要の改訂を検討**。

※座長：八並光俊 東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授

## 改訂の基本的な方向性

- **「積極的な生徒指導」の充実**
  - ✓ 児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。
- **個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映**
  - ✓ 個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。
- **新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映**
  - ✓ 生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。  
※**教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意**

## 改訂版の公表について

※12月6日付け事務連絡にて全国に公表した旨周知

- **生徒指導提要改訂版のURL・QRコード**
  - ✓ URL：  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)
  - ✓ QRコード：右記のとおり。



- **生徒指導提要（改訂版）をデジタルテキストとして活用**
  - ✓ 教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者に読まれ、活用いただくことを想定
  - ✓ 法律や通知等の関連情報に容易にアクセス可能  
※ホームページにて活用ガイドも公開中。

# 生徒指導提要の目次構成

## 第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方

### 第1章 生徒指導の基礎

- 1.1 生徒指導の意義 (生徒指導の定義と目的、実践上の視点、生徒指導の連関性 等)
- 1.2 生徒指導の構造 (2軸3層4類型 (発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応)・困難課題対応) 等)
- 1.3 生徒指導の方法 (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等)
- 1.4 生徒指導の基盤 (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等)
- 1.5 生徒指導の取組上の留意点 (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等)

### 第2章 生徒指導と教育課程

- 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程
- 2.2 教科の指導と生徒指導
- 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- 2.4 総合的な学習 (探究) の時間における生徒指導
- 2.5 特別活動における生徒指導

### 第3章 チーム学校による生徒指導体制

- 3.1 チーム学校における学校組織 (チーム学校、学校組織 等)
- 3.2 生徒指導体制 (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌を横断する生徒指導体制、教職員の研修、年間指導計画 等)
- 3.3 教育相談体制 (基本的な考え方、教育相談活動の全校的展開、教育相談の研修、年間計画 等)
- 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント)
- 3.5 危機管理体制 (学校安全、安全教育 等)
- 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制 (校則、懲戒・体罰及び不適切な指導、出席停止措置 等)
- 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 (教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等)

※関係機関の記載に当たっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

## 第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

- ・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載。
- ・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。
  - 1) 関連法規・基本方針等
  - 2) 学校の組織体制と計画
  - 3) 未然防止・早期発見・対応
  - 4) 関係機関等との連携体制

第4章 いじめ

第5章 暴力行為

第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)

第7章 児童虐待

第8章 自殺

第9章 中途退学

第10章 不登校

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

第12章 性に関する課題

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※

※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景等